

9 月 5 日（第 1 日）

9月5日（木）第1日 午前10時00分開議

出席議員

1 番	宮 下 成 美	2 番	寛 本 語
3 番	上 本 雄一郎	4 番	平 本 美 幸
5 番	美 濃 英 俊	6 番	古 居 俊 彦
7 番	長 坂 実 子	8 番	岡 野 数 正
9 番	平 川 博 之	10 番	沖 也 寸志
11 番	沖 元 大 洋	12 番	上 松 英 邦
13 番	吉 野 伸 康	14 番	浜 西 金 満
15 番	山 本 一 也	16 番	酒 永 光 志

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明 岳 周作	副市長	土手 三生
教育長	岡田 學	総務部長	奥田 修三
企画部長	畑河内 真	危機管理監	佐野 数博
市民生活部長	江郷 壺行	福祉保健部長	山田 浩之
産業部長	高橋 龍二	土木建築部長	西川 貴則
教育部長	矢野 圭一	消防長	米田 尋幸

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	仁城 靖雄
議会事務局次長	長原 範幸
事務局専門員	流田 洋充

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	一般質問

開会（開議） 午前１０時００分

○議長（酒永光志君） 改めまして、おはようございます。

開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。本日、令和６年第３回江田島市議会定例会が招集されましたところ、議員並びに執行部の皆様には御出席をいただきありがとうございます。

傍聴席の皆様には、早朝より傍聴にお越しいただき誠にありがとうございます。また、定例会をネット配信で御視聴いただいている皆様にもお礼申し上げます。

初めに、心配された台風１０号につきましては、本市では大きな被害もなく安堵しておるところでございますが、他市や他県においては、亡くなられた方、崖崩れ、豪雨による家屋の水没等、甚大な被害が発生しております。被災者の皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧を願うところでございます。

さて、今定例会では、９名の議員による一般質問のほか、人事案件、各種条例の一部改正、令和６年度一般会計、特別会計の補正予算、令和５年度一般会計、特別会計の決算の認定等、多岐にわたって議案が提出されています。

議事運営について、格段の御協力をお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

それでは、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は１６名であります。定足数に達していますので、これより令和６年第３回江田島市議会定例会を開会いたします。

なお、本日の定例会に際して、報道関係者から映像及び写真撮影の申出がありましたので、江田島市議会傍聴規則第１４条の規定により、これを許可いたしました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第１ 諸般の報告

○議長（酒永光志君） 日程第１、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 失礼いたします。皆様おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集を申し上げ、令和６年第３回江田島市議会を開会するに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただきまして、深く感謝申し上げます。また、市民の皆様には早朝より定例会の傍聴にお越しをいただき、心から御礼を申し上げます。ありがとうございます。

猛暑であった夏も過ぎ去り、暑さも少しずつ和らいできているように感じております。本市では、先週末に台風１０号が接近したことにより、警戒態勢を取るとともに、一部の避難所を開設させていただきました。市民の皆様におかれましては、報道等で九州地方の被災状況を御覧になり、不安な日々を送られたものと思います。幸いにも、広島県

においては、大きな災害は発生をしませんでした。

しかしながら、このたびの台風は、長期にわたって全国に影響をもたらせ、消防庁の発表によりますと、土砂崩れ等により 6 名の貴い命が奪われ、いまだ行方不明となっておられる方が 1 名おられます。このたびの災害によってお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈りするとともに、家屋や田畑など、大切な財産を失い、日常の生活を奪われた皆様に対し、心からのお見舞いを申し上げます。

改めまして、市民の皆様におかれましては、いつどこで発生するか分からない地震などの自然災害に備え、いま一度、災害に応じた安全な場所を確認するとともに、いざというときには、隣近所の方々と連携した行動が取れるよう、御家族や地域の方々と声を掛け合っていたきたいと思います。

さて、江田島市は市制施行 20 周年という節目の年を迎えました。これまでの間、市民の皆様、議員の皆様をはじめ、多くの関係者の御支援と御協力のおかげで、様々な課題を乗り越えながら市政を推進してまいりました。

令和の時代を迎え、我が国の社会環境は大きく変化をし、本市におきましても、次の時代を見据えた施策を展開する必要がございます。特に人口減少、少子高齢化が進行する中であって、産業・生活などあらゆる分野にデジタル技術が活用され、人々のライフスタイルや価値観も大きく変革をしております。

現在策定中の第 3 次江田島市総合計画におきまして、こうした社会環境を踏まえ、若い世代の声を反映させた、市民の皆様と一緒に 10 年後のまちの姿を共有できる計画づくりを進めております。

将来像として掲げた「豊かな恵みとぬくもりで みんなが輝き活躍できる えたじま」この江田島を実現できるよう尽力をしてまいります。

市民の皆様、そして市議会議員の皆様、これからもこのまちをすばらしいものにつくり上げていきましょう。

さて、今定例会では、大幸交流プラザ設置に伴う関係規定の整備のほか、特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正につきまして、御審議をお願いすることといたしております。

ここで、市民の皆様、そして市議会議員の皆様におわびを申し上げます。

現在、工事中の小中学校の施設整備におきまして、事務手続のミスにより、国の交付金を受けられない事案を生じさせてしまいました。

このことは、市の財政を預かる我々の責任であり、市政に対する信頼を大きく損ねる結果となったことに対し、私をはじめ、副市長、教育長の報酬を減額する条例改正案を提出させていただいております。

複雑化する行政事務にあって、今後こうしたことが二度と起きないように、国・県等の補助金等の事務に係る職員研修、そしてチェック体制の強化、情報共有の徹底を図りまして、行政のプロとして信頼される組織づくりに努めてまいります。

また、今定例会では、三高中学校の統合に伴う閉校式関連費用などの補正予算、さらには、令和 5 年度各会計の決算認定などを御審議をお願いすることとしております。

これら各案件につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

何とぞ、十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

6月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきましては、お手元に配付の市政報告書のとおりでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で、市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第199条第9項及び第10項の規定による定期監査及び行政監査の結果について並びに地方自治法第235条の2第3項の規定による、令和6年4月から令和6年7月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告がお手元にお配りしたとおり提出されておりますので、御覧いただくようお願いいたします。

朗読は省略いたします。

以上で、議長報告を終わります。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（酒永光志君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において4番 平本美幸議員、5番 美濃英俊議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（酒永光志君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月27日までの23日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの23日間と決定しました。

日程第4 一般質問

○議長（酒永光志君） 日程第4、一般質問を行います。

一般質問の順番は、通告書の順に行います。

最初の質問・答弁は登壇し、通告項目について質問・答弁を行う総括質問方式、再質問から質問・答弁は自席で行う一問一答方式となっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、事前に通告した項目以外の質問、また、関連する質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

8 番 岡野数正議員。

○8 番（岡野数正君） 皆さん、おはようございます。

8 番議員、尽誠会の岡野数正でございます。

傍聴にお越しくくださった皆様、そして、インターネット配信を御覧の皆様、早朝よりありがとうございます。この場をお借りして厚くお礼を申し上げます。

まず、最初に、昨日の新聞報道で明岳市長不出馬の報に接して驚いておるところでございます。体調が思わしくないということでの御判断、断腸の思いでされたことと存じます。8 年にわたる明岳市政によって、江田島市の方向性が示され、人口減少の中にあっても活気あるまちがつけられようとしていたことを思うと残念でなりません。この上は治療に専念され、御回復を祈るばかりでございます。

さて、今年 4 月に民間有識者で構成されております人口戦略会議から公表された消滅可能性自治体という言葉が、私たちの心に重くのしかかってまいりました。これは 2020 年から 2050 年までの 30 年間で、20 歳から 39 歳の女性人口が 50 % 以上減少すると予測される自治体を指しております。我が江田島市もその一つで、65 % の減少が予測されております。2020 年には 1,308 人いた若い女性が、2050 年には 458 人にまで減少するという極めて危機的な状況が発表されたわけであります。

しかし、本市ではここ数年、市当局の様々な子育て支援策が少しずつ成果を見せ始めております。大きな流れを変えるのは困難かもしれませんが、今を生きる私たちには、将来に対する責任があります。子育て世代が安心して暮らせるまちをつくるため、私たちは努力を続けなければなりません。この危機を真正面から受け止め、執行部、我々議会、そして市民が一体となって持続可能な江田島市を築いてまいりましょう。

それでは、通告に従いまして 2 項目 8 点について質問をいたします。

執行部の皆様には、市民の皆様が納得できる明確な御答弁をお願いいたします。

まず、1 項目めは、小中学校再編に関する課題と基本方針についてです。

本市では少子化が進み、学校の小規模化が懸念されております。児童生徒が集団の中で学び、社会性を高める環境を維持するためには、小中学校の再編は避けて通れない課題であります。

しかし、この統廃合には多くの問題を伴います。学校、地域、保護者が協力し、課題解消に向けて取り組む必要が出てまいります。過去の統合問題から学び、今後の再編を円滑に進めるために、次の点について伺います。

1 点目、今後 6 年間の児童生徒数の推移は。

2 点目、小中学校再編に係る課題は。

3 点目、課題解消に向けた取組は。

4 点目、小中学校再編の基本方針はの 4 点でございます。

次に、2 項目めは、道路維持管理事業についてです。

全国の自治体が抱える共通の課題として、道路の適切な維持管理があります。本市も例外ではなく、財政難や自然災害の対応に追われ、インフラ整備計画が遅延してまいりましたが、ここに来て災害復旧もほぼ終了し、通常のインフラ整備に着手できる状態となつてまいりました。

今年度からは、昨年度実施した路面性状調査の結果に基づき、劣化状況に応じた舗装修繕を行う拡充事業として本年度施策に上がっております。

また、本年度で今期インフラ整備計画が終了するため、次期江田島市インフラ整備計画も検討中ではないかと思われますので、次の点について伺います。

- 1 点目、昨年度の路面性状調査の結果は。
 - 2 点目、舗装修繕のスキームは。計画のこととございます。
 - 3 点目、来年度以降の取組は。
 - 4 点目、次期江田島市インフラ整備計画の留意点はこの 4 点とございます。
- 以上、2 項目 8 点について、市長及び教育長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 岡野議員から 2 項目 8 点の御質問をいただきました。2 項目めの道路維持管理事業については、私からお答えをさせていただき、1 項目めの小中学校再編に係る課題の解消や基本方針については、教育長からお答えをさせていただきます。

まず、1 点目の、昨年度調査した路面性状調査の結果はどうだったのかとのお尋ねでございます。

路面性状調査は、路面の状態を測定できる車両等で走行し、路面のひび割れ、わだち、平坦性の三つの指標について、取得したデータを解析することで、路面の状態を把握する調査でございます。

本市におきましては、全市道延長 2 7 6 キロメートルを調査し、得られた成果について、路面の状態に応じて 3 段階に区分をいたしました。

まず、路面の状態が健全な市道が、市道延長の約 9 % に当たる約 2 4 キロメートル。次に、路面損傷の状態が中程度の市道が、約 4 7 % に当たる約 1 3 0 キロメートル。最後に、路面の状態が悪い市道が、約 4 4 % の約 1 2 2 キロメートルという結果でございます。

次に、2 点目のどのようなスキームで舗装の修繕を行うのかとのお尋ねでございます。

先ほどの調査結果に基づきまして、路面の状態が悪いと区分された市道の舗装を、全て取壊しをして新しい舗装にした場合には、概算で約 5 0 億円の費用が必要と算出しておりまして、膨大な費用に加えて、舗装修繕に要する年数は数十年間を要すると想定をされます。

このため、実際に舗装修繕を実施する際には、調査結果と現地の状況を照らし合わせ、事故等の危険性を重視した上で、部分的な補修で延命策等が可能なのか、一定範囲の舗装修繕が必要であるかなどを見極めながら、効率的かつ効果的に舗装修繕を実施してまいります。

具体的な修繕方針としましては、舗装の種別に応じて修繕を行うこととしております。

まず、コンクリート舗装の市道については、劣化のスピードが著しく遅く、陥没等の危険性も少ないことから、基本的には従来どおりの部分的な修繕対応を行います。

次に、アスファルト舗装による市道につきましては、住宅密集地や公共施設等に近接

しているなどの要件に加え、交通量や交通事故の発生状況等から、歩行者の安全対策を優先すべき時速30キロの速度規制がかかっている市道を優先するなど、利用状況等に
応じた修繕対応を行ってまいります。

なお、舗装修繕箇所の優先順位につきましては、路面の状態が悪い全市道延長の約44%に当たる約12.2キロメートルを対象といたしまして、日常的な巡視に加え、LINE通報や市民からの要望などの声を伺いながら、現場の状況を確認した上で検討をして
まいります。

次に、3点目の来年度以降の取組はとのお尋ねでございます。

現在実施している舗装修繕工事の財源については、道路施設の予防保全対策を目的として、緊急自然災害防止対策事業債を活用しております。

来年度以降につきましても、有利な起債等の財源を活用しながら、事故のない市道の維持を念頭に、継続した舗装修繕に努めてまいります。

最後に、4点目の次期江田島市インフラ整備計画の留意点はとのお尋ねでございます。

現在の江田島市インフラ整備計画は、平成29年度から令和6年度までの計画期間となっており、主に利便性の向上を目的に、道路整備等を実施しております。

次期計画では、昨年度実施した路面性状調査の結果から推察されるとおり、将来的なインフラ施設の老朽化対策が重要な課題となっておりまして、整備から維持への転換に向けた事業の選択と集中が必要であると考えております。

このため、今年度策定予定の次期インフラ整備計画につきましては、新たに施設を整備する場合の整備方針や、老朽化した施設の維持管理方針を明確化し、安全・安心な施設を次世代に引き継ぐための計画となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 岡野議員から、小中学校再編に係る課題の解消や基本方針について、4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後6年間の児童生徒の推移は。についてでございます。

最初に、令和6年8月時点の市内小中学校の児童生徒数を申し上げます。市内小中学校児童生徒数は、小学校679名、中学校352名でございます。

続きまして、6年後の令和12年の市内小中学校の児童生徒数の見込み数を申し上げます。あくまで、現時点での居住地に基づく見込み数でありますけれども、市内小中学校の児童生徒数は、小学校で441名、中学校で333名となる見込みでございます。令和6年と比較をいたしまして、中学校は19名減、割合にして5%の減少でございますけれども、小学校は237名減、35%の減少となる見込みでございます。

次に、2点目の今後の小中学校再編に係る課題は。についてでございます。

これまで本市では、平成17年と平成21年度の2度にわたり市長の諮問を受け、江田島市学校統合検討委員会において審議を重ね、答申をまとめ、そのことを実行する形で学校統合を進めてまいりました。

しかしながら、統合対象校となった学校の保護者の方々や地域の方々の御理解、御協力をいただくまで、多くの時間を要することとなってしまいました。

今後、小中学校再編を含めた学校規模の適正化や適正配置等、本市における学校の在り方について、検討及び実施を進めていく際には、保護者の方々や地域の方々はもとより、広く市民の皆様の御理解、御協力を円滑に得ることができかが課題になると考えております。

次に、3点目の課題解消に向けた今後の取組は。についてでございます。

まずは、市民の皆様に、今後の児童生徒数の推移等を踏まえた危機意識や、課題意識を共有していただくとともに、本市における学校の在り方の将来ビジョンを描くプロセスの中で、広く市民の皆様の声を聞かせていただくような取組が必要であると考えております。

具体的には、市の広報等を通じて、今後の児童生徒数の推移や、それに伴う学校運営上の課題等について発信をし、広く市民の皆様に現状を知っていただきたいと考えております。

さらに、来年度には、今後の本市における学校の在り方を検討する新たな委員会を立ち上げ、全市的、長期的な視野に立った将来ビジョンを構築したいと考えております。その過程において、市民の皆様から広く御意見を伺えるような機会、例えば市民アンケートであるとか、市民ワークショップなどを開催できればと考えております。

最後に、4点目の今後の小中学校再編の基本方針は。についてでございます。

これまで、本市の学校統合検討委員会では、平成17年の第1次答申、平成21年の第2次答申と2度にわたり、学校再編の方針を示してまいりました。そのいずれにおきましても、基本理念としては、学校再編は児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うものというものでございました。その上で、統合対象校の要件としましては、複式学級が二つ以上の小学校と3学級以下の少人数の中学校として検討を進めてまいりました。

しかしながら、先ほど申し上げました、6年後の市内小中学校の児童生徒数の見込みでは、現在の半数の小学校が複式学級を抱える学校となり、うち1校は全ての学級が複式学級のいわゆる3学級完全複式の学校となる見通しです。中学校に関しましては、6年後の段階では現状と大きく変わらない状況ではあるものの、10年後以降は全ての学校が各学年1学級となる見込みです。

そのような状況を踏まえますと、これまでの基本方針のままでは順次統廃合を繰り返すことになりかねません。そのため、先ほども申し上げましたように、今後の本市における学校の在り方を検討する新たな委員会を立ち上げ、全市的、長期的な視野に立ち、学校規模の適正化や適正配置等、本市における学校の在り方についての議論を重ね、基本方針を再構築していくことが必要であると考えております。

これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、全市的、長期的な視野に立ち、有識者の方々や市民の皆様と共に、しっかりと議論を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） ただいま2項目8点の質問について、丁寧な御回答をいただきました。

それでは、これより順に再質問をさせていただきます。

まず、1項目めの小中学校再編に係る課題の解消や基本方針についてでございます。

なぜこのような質問をしたのかというと、先ほど登壇して申し上げたとおり、これからの20年で急激な人口減が進もうとしていることから、こどもの出生率も下がってくると予想されるわけであります。そうした中、本市の小学校は現在6校、中学校は来年度になると3校になるわけであります。児童生徒の減少に対して、学校規模の適正化はどのように考えていくべきなのか、中長期的な方針が必要なのではないかと考えました。

まず、1点目として、今後6年間の児童生徒の推移についての御回答をいただきました。中学校については6年後、現状より19名の減で5%の減少にとどまったわけですが、一方この小学校については237名の減、割合にして35%の減少になるとのことでございます。

そこで、最初の質問です。小学生の数がたった6年で急激に減少しています。その後の調査もされていると思いますが、それでは6年後に小学校に上がる児童数はどれくらいと予想されておりますか。その内訳も併せてお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 6年後に小学校に上がる児童につきましては、令和5年4月2日から令和6年4月1日までの期間に生まれたこどもということになります。令和6年8月時点の見込み数となりますが、6年後の令和12年に小学校に入学する児童は約60人となる見込みでございます。

内訳を申しますと、切串小学校6人、江田島小学校25人、中町小学校11人、鹿川小学校3人、三高小学校4人、大古小学校11人となる見込みでございます。

なお、この人数は、あくまで現時点での居住地に基づく入学児童数ですので、今後変わる可能性もありますことを御理解ください。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

若干の誤差はあると思いますが、これ非常に難しい学校運営が始まるのではないかと考えます。

続いて、伺います。このような状況が何をもたらすのか、お答えください。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 児童生徒数が減少いたしますと、複式学級を編制することになってまいります。複式学級の場合、教員が2学年分の教科内容を指導することになります。経験年数と力量のある教員の配置が必要となり、初任者や若手職員を配置しづらい状況となりまして、人事的な制約が生じることとなります。

また、学校内の職員数も減るわけですから、教職員1人当たりの校務負担や行事に関わる負担が大きくなるという課題もございます。

先ほど教育長の答弁で、6年後には完全複式の学校が生じる可能性があることに触れましたけれども、3学級複式の場合、県費の教諭の配置は2人となります。事務職員の配置がなくなります。したがって、県の加配や市費における教員の採用ができなければ、

教頭が通常の業務を行いながら、複式学級の担任を行っていかねばならないなど、非常に困難な事態も生じる可能性がございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

学校運営上、様々な問題点が浮かび上がってまいりました。

次に、2点目の質問でございます。

今後の小中学校再編に係る課題はについての御回答です。今回の三高中学校の統合では、十数年にわたる協議が続けられましたが、残念ながら、地元の理解を取り付けることができなかったということでございます。この原因をしっかりと検証すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） このことにつきましては、保護者の方々、地域の方々に十数年の長きにわたって多大な御負担、御心労をかけたことを深くおわび申し上げます。

原因につきましては、教育委員会において、中学校校舎の耐震化に関する方針等が途中で変更になるなど、保護者の方々や地域の方々に不信感を抱かせるような事態・事案があったことによるものであると考えております。

いずれにいたしましても、今回のことを教訓として、これからやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） しかし、そのほか協議の進め方などにも不信感を持たれたというふうに聞いておりますので、しっかりとした検証を行い、ぜひとも教訓としていただきたいと思います。

また、先ほどの御答弁では、市長の諮問を受けて、江田島市学校統合検討委員会において審議を重ね、答申をまとめた上で当該学校との協議を進めたということでございました。しかしながら、地元からは寝耳に水というような多くの声が上がリ、スタートの段階で大きく行き違いが生じたのではと考えます。この点についての御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 三高中学校につきましては、平成17年の江田島市学校統合検討委員会において、統合対象校となりました。この際の審議では、その過程において統合対象校の保護者や地域の方々の意見聴取が行われていなかったため、地元の方々にとって驚きとなったことは否めません。

それでも、学校統合検討委員会は審議を重ねた上で、最終的には三高中学校については、同学年の生徒数が増える見込みのない中、学級の少人数化が避けられないことなど学校の活性化と教育の充実を図るため、統合との方針にまとめられました。保護者の方々や地域の方々の思いと、第1次答申、第2次答申で示された方針が違っていたことから、議員のおっしゃられるように、スタートの段階から思いの違うものになったことと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） これはそのとおりであると私も思っております。

この部分の考え方は、将来の小中学校の再編に対する取組に大きく影響してくると思っております。先ほどの御答弁で、保護者や地域の方々からの円滑な協力を得ることが課題であるというふうに述べられました。私は、今回の三高中学校統合問題の検証をしっかりと行い、その原因を究明することが課題の解消につながるのではと考えております。

そこで、3点目の質問に参ります。

課題解消に向けた今後の取組はという質問に対して、まず、児童生徒数の推移の共通認識を共有するとか、市民と共に一緒になって学校の将来ビジョンを描くプロセスが必要とのお考えを伺いました。具体的には、市の広報を使って市民の皆様に現状を知っていただくということでございます。私もこうした取組は、江田島市の小中学校の現状を広く市民の皆様に知っていただくためにも必要と考えます。

そこで伺います。市民と一緒に学校のある在り方の将来ビジョンを描くプロセスの中で、広く市民の声を聞くために市民ワークショップであるとか、あるいは市民アンケートを実施したいというふうにお答えになりましたが、具体的にどのようなお考えを持っておられるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 例えばアンケートによって、江田島市の学校にどのような教育を望むのか、学校の適正な規模の学級数はどのくらいであると考えてするのか。また、小規模校の対策として、どのような方向が適当であるかなど、学校の在り方に対する市民の方々のお考えを広く収集できればと考えております。

また、市民ワークショップでは、市民における学校の在り方についての検討委員会の考え方を示しつつ、現在の江田島市の学校について感じられておられること、人口減少を踏まえた今後の学校の在り方などについてグループに分かれて意見を出し、それをまた交流していくといった方法を用いながら開催できればと考えております。

いずれにいたしましても、先進的に行っている地域をモデルとしながら、改めてより効果的な方法を検討してまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） よろしく願いいたします。

次に、4点目の質問に参ります。

今後の小中学校再編の基本方針はについてでございます。先ほどの御答弁では、学校統合検討委員会の答申に基づく方針を中心に行い、かつ基本理念は教育条件の改善を中心に置くものであるとこのことでもございました。いただいた御答弁を勘案しますと、教育委員会が主体となった基本方針が示されていないというふうに思われますが、その点について伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 今後、教育委員会として新たに今後の学校の在り方に関する基本方針を示す場合は、新たに検討する委員会を立ち上げ、国、文部科学省の学校の適正規模・適正配置に、保護者や自治会の代表、先ほどの市民ワークショップでの意見など様々な意見を検討し、そこでまとめられた意見を教育委員会の基本方針としていくつもりでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

次に、全市的、長期的な視野に立った学校規模の適正化や適正配置等の基本方針が必要であるというふうに言われましたが、どのようなものを策定する予定なのか伺います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 先ほども教育長答弁で申し上げましたように、来年度には検討委員会を立ち上げ、本市における学校の在り方についての議論を重ね、これまでの学級数や児童生徒数だけを基準としたものではなく、本市の実情を勘案し、将来を見据えた基本方針を構築していきたいと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

平成27年1月、これは文部科学省から発出された公立小・中学校適正規模・適正配置等に関する手引には、このように記されてあります。学校規模の適正化の検討は、様々な要素が絡む困難な問題ですが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきものです。同時に、小・中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を有することが多く、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せ持っています。このため、学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないことは言うまでもありません。各市町村においては、上記のような学校が持つ多様な機能にも留意し、学校教育の直接の受益者である児童生徒の保護者や将来の受益者である就学前のこどもの保護者の声を重視しつつ、地域住民の十分な理解と協力を得るなど、地域とともにある学校づくりの視点を踏まえた丁寧な議論を行うことが望まれますとあります。

今回いただいた御答弁で、三高中学校統合問題を教訓とし、学校規模の適正化や適正配置等について、今後は、国の標準にとらわれることなく、本市の様々な事情を勘案し、教育委員会が主体となった基本方針を策定されるとのことでございます。学校の小規模化に伴う諸問題に正面から向き合い、保護者や地域住民と一緒に課題解消に向けて取り組まれることを大いに期待し、1項目めの質問を終わります。

続いて、2項目めの質問に参ります。

まず、1点目の質問です。

令和5年度事業で行われた路面性状調査に対する結果についての質問に対して、江田島市の全市道276キロを調査したとの御回答でした。江田島市内には市道のほか、国

道及び県道さらには林道、農道などもありますが、市民にとってはいずれも生活道路になっているわけであります。これらの道路の路面調査に対する考え方や現状について伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 国道・県道の状況につきましては、私のほうから答弁をさせていただきます。

管理者である広島県から、路面調査は必要に応じて実施しており、全路線の調査までは行っていないというふうに伺っております。

直近では、令和４年度に調査をしており、本市や市民からの要望箇所を基に、補修の必要性や補修工法の検討を目的として実施されました。

今後も本市や市民からの要望、業者へ委託している巡回パトロール、さらには県職員によるパトロールによる現地確認によって調査や修繕を実施していくと伺っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 林道・農道について、私のほうから答弁いたします。

林道・農道は、国・県・市道のように利用頻度が高くないことから、路面維持は長期間保たれると考えております。そのため林道や農道については、路面性状調査の実施は考えておりません。

今後も日々の維持管理の中での点検、調査等を行い、不良な箇所が発見された場合には、適宜修繕等を行ってまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 分かりました。

林道については、これかなり老朽が進んでいる箇所が多く見受けられます。そういったことも含めて、今後調査のほうをしっかりと行っていただきたいと思います。

次に、調査結果を３段階に区分したとありました。健全なところが９％、僅か２４キロ、路面損傷の状態が中程度と判断されたのが４７％に当たる１３０キロ、そして路面状態が悪い市道が４４％の１２２キロとのことでございます。とりわけ路面状態が悪いと判断された４４％、１２２キロの市道については、どのような状態であったのか伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 路面の状態が悪い段階として区分したものは、これは三つの指標なんですけれども、ひび割れ率、わだち掘れ量、それから平坦性という三つの指標がございまして、このうち一つの指標でも状態が悪いというふうに判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 悪い路面とされた１２２キロの市道について調査をされたわけなんですけれども、これは当然図面に落としてあると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 確かに図面は作成しております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 分かりました。

その図面を基に、今後の補修時期を含めた計画は策定されておりますか伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 舗装修繕の計画につきましては、路面性状調査の結果を踏まえた舗装の劣化度や、路線の利用状況等により対策が必要と考えられる箇所をリスト化し、図面と併せて取りまとめております。

なお、当該計画は職員の現地調査や地元要望などを含んだものでないことから、修繕対応の優先順位やその時期、あるいは対策費等を考慮した計画ではございません。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 分かりました。

この現地調査や地元要望というのは非常に重要です。修繕対応される場合には、ぜひとも加味していただきたいと思います。

市道というのは、身近な生活道路でもあります。日々利用する道路の路面が悪いというのは、安心・安全な生活を望む市民にとっては不安な状況だと思います。そこで心配になるのが、どのようなスキーム、いわゆる計画で舗装の修繕を行うのかということになるわけであります。

そこで、２点目の質問に参ります。

市長答弁では、路面の状態が悪いと区分された市道の舗装を新しく舗装した場合、概算で約５０億円の費用が必要となる。さらに、修繕に要する年数は数十年間かかると述べられました。ということは、路面状態の悪い市道の完全補修は困難ということで理解したわけでございます。

そこで、部分補修を交えた効果的な舗装修繕をすると述べられたわけでありますが、疑問に思ったのは、アスファルト舗装をすると述べられたわけですが、このアスファルト舗装に対する考え方であります。アスファルト舗装は住宅密集地や公共施設等に近接している等の要件に加え、歩行者の安全対策として、交通量や交通事故の発生状況等を踏まえた時速３０キロの速度規制がかかっている市道を優先するとありました。つまり、住宅密集地、公共施設、交通量、交通事故の発生、３０キロの速度規制というのが、キーワードとして優先され、その他のところは後回しであるというふうにも取れるわけでございます。

一方、その後の御答弁のくだりでは、舗装修繕箇所の優先順位は、市民の要望を聞きながら現場状況を踏まえて検討するということでもございました。これ一体どういうお考えなのか、前後の整合が取れていないように感じたわけですが、この点について再度伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君）　まず、路面性状調査の結果で、路面の状態が悪いと区分されたもの、これと修繕を実施する箇所というのは異なります。コンクリート舗装と比べて劣化の進度が速いアスファルト舗装の修繕につきましては、路面の状態が悪いとされたもののうち、適正な維持管理に向けて必要な箇所を対象に優先順位をつけて計画的に修繕する必要があると、こういうふうに考えております。

ここで修繕の優先順位につきましては、住宅密集地や公共施設の近接箇所等や、それ以外の箇所を含めた利用状況などに応じた対応を行うこととしております。そして、これらは道路の利用実態や地元要望等というものも含まれます。

なお、路面の状態が悪いと区分されたものの中には、比較的劣化の程度が低いものも含まれます。仮にこの箇所が利用状況によって劣化が進んだと、こういった場合には、優先順位を上げて修繕を実施いたします。

このように、限られた財源の中、適正な維持管理に向けて、事故のない市道を念頭に、継続した舗装修繕に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君）　岡野議員。

○８番（岡野数正君）　分かりました。

ということは、住宅密集地や公共施設のあるところ、あるいは交通量や交通事故の発生状況を踏まえた、その３０キロの速度規制がかかっている市道以外の場所でも、劣化が進めば優先順位を上げるということで理解してよろしいですか。この点についてお答えください。

○議長（酒永光志君）　西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君）　確かに議員仰せのとおりでございます。

補足しますと、修繕の対策箇所につきましては、路面性状調査の結果等を踏まえて取りまとめた計画と道路の利用実態や実際の劣化度、地元要望などを踏まえて総合的に判断してまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君）　岡野議員。

○８番（岡野数正君）　分かりました。

といいますのも、道路の舗装に関しては、市民からは市役所に言ってもいつまでたってもやってもらえないという声をよく聞きます。そのときのやってもらえない理由が、予算がないとか、費用対効果が低いからできないという声があります。そうした声があることをしっかり受け止めて、今後適切な対応をしていただきたいと思います。

今年度は、当初予算に市道舗装改修工事として８，０００万円が計上されております。この予算で路面状態の悪い市道１２２キロのうち、どの程度改修できるのか伺います。

○議長（酒永光志君）　西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君）　８，０００万円の予算の場合、一般的にでございますけれども、約２キロメートルのアスファルト舗装の修繕が実施可能でございます。

路面性状調査の結果で路面の状態が悪いと区分され、さらに修繕が必要であるというふうにする箇所というのは、およそ３０キロメートルございます。仮に、毎年、今年度

と同等の８，０００万円の予算を確保して修繕をする場合、１５年間かかるということになります。

一方で、アスファルト舗装の耐用年数は、一般的に１０年というふうに言われております。この耐用年数というのは、大型車の交通量など道路の利用実態に応じて変化することになってきますので、市道を見回すと１０年で耐用年数を迎えるというような箇所というのはなかなかないのではないかなというふうに考えております。

また、これに加えて、発注ロットの拡大や新技術の適用などによるコスト縮減を図ることによりまして、舗装修繕の財源確保に努めてまいります。

そして、点検や計画の見直し等により、適正な維持管理を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 昨年度の調査によって、既に悪い路面と確認されている道路の補修に１５年かかると、これは毎年同じような８，０００万の予算を計上してそれぐらいかかるということですが、大丈夫なのでしょうか。今後の対応をちょっと大いに危惧するところでございます。

江田島市には、このインフラ整備計画と併せて、インフラ維持管理計画というのがございます。もちろん御存じであろうと思いますが、その中には維持管理手法と管理水準が定義されており、大きく分類すると、予防保全と事後保全に分かれております。先ほどの市長答弁では、予防保全という言葉も出てまいりました。

そこで伺います。今回の御答弁の基本は、この維持管理計画に基づいたものと理解してよろしいでしょうか。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） インフラ維持管理計画に基づくものでございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） だとしたら、計画の中には維持管理手法と管理水準が定められております。とりわけ幹線市道以外の路面補修はどの段階で修繕にかかるのか、お答えください。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） インフラ維持管理計画におきまして、幹線市道以外の路面補修というのは、限界管理水準となってから修繕を行うという事後保全型の維持管理手法としておりまして、その管理水準としましては、例えば路面に陥没が生じるなど、構造物の機能に支障があるような状態で修繕を行うこととしております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○８番（岡野数正君） 管理水準として陥没が生じるような事案ということは、これは幹線道路以外の補修は非常に難しいということになるのではないかと思います。この点は、今後見直す必要があるのではないのでしょうか。

それでは、３点目の質問です。

来年度以降の取組についてのお答えでは、有利な起債等の財源を活用しながら継続し

た舗装修繕に努めるとの御回答を得ることができました。国道・県道・市道についても老朽化が進んでおります。安全・安心な道路の維持は車にとっても自転車にとっても、そして歩く人にとっても重要なものであると思っております。そのためには、毎年道路維持管理に係る一定程度の予算の確保が必要です。

一方、人口減少に伴う財源の確保も厳しさを増してくると予想されるところでもあります。しかしながら、市民生活の安全確保という観点から、持続的な補修を避けて通ることはできません。

そこで、老朽化が進むスピード及び危険度と部分補修による安全の確保を相対的に勘案した場合、毎年どの程度の補修が必要か、それに係る補修予算はどれくらい必要か、今後の取組を考える場合、重要な部分だと思っております。御所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 路面性状調査の結果を踏まえ、修繕が必要と判断している約30キロの対策につきまして、先ほど、答弁申し上げましたように今年度と同程度の8,000万円の予算を確保した場合、現状では15年程度かかることとなります。この間には、老朽化が進んで、新たに修繕が必要となる箇所が増加すること当然想定されます。このため、舗装の修繕費につきましては、市の予算全体の中で考えていくという部分もありますが、コスト縮減や有利な起債等を活用した財源確保などにより、15年という期間を少しでも短縮し、適正な維持管理を継続できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員。

○8番（岡野数正君） 分かりました。

この補修期間が、少しでも短縮できるように努力を続けていただきたいと思います。それでは、4点目の質問です。

平成29年度から令和6年度までの計画期間が今年度で終わろうとしております。この間、西日本を襲った豪雨災害の対応やコロナ感染症の影響などで、インフラ整備計画の進捗状況にも遅れが出たと推察されます。しかし、その間もそれぞれの担当部局では、懸命に遅れを取り戻そうと努力されていたことは十分に承知をしております。担当職員の努力に対して敬意を表したいと思います。

さて、市長答弁で次期インフラ整備計画の留意点について御回答をいただきました。中でもインフラ施設の老朽化対策が課題になるであろうとの認識を示されたわけであります。私も今後は、この維持管理にシフトしていかなければならない時期が来ていると思っております。

そこで、次期インフラ整備計画を策定する上で、今期のインフラ整備計画に対する市民の声はどうだったのかというところを調べてみました。

まず、今期のインフラ整備計画の方策の一つに、市民満足度の高いまちづくりを目指して、市民満足度調査のポイントを引き上げるべく数値目標として平成27年、52.9%だったものを、平成36年には、つまり令和6年には70ポイントに引き上げるという高い目標設定をされております。現実はどうだったのか、そこで、令和5年度の道

路に対する市民満足度調査を調べてみたところ、満足度は53ポイントという結果にとどまっておりました。平成27年度、52.9%だったものが、令和5年度は53%ということですから、ほとんど変わっていないという結果であります。

私は、職員の皆様は日々頑張っておられると思っております。担当部局として、この残念な結果をどのように受け止めておられるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 西川土木建築部長。

○土木建築部長（西川貴則君） 議員仰せのとおり、道路の整備に対する市民満足度調査が低い結果となっていることについては、よい結果ではないというふうに受け止めております。

満足度ポイントにつきましては、生活道路や幹線道路といった性質の異なるものを一つの道路として調査対象としていることで、例えばネットワーク型の道路整備は進んだものの自ら日常的に利用する道路には、変化が起こっていないということで、満足度の上昇という結果とならない場合などもあると思っております。

しかしながら、結果としてポイントが伸び悩んでいる要因としましては、舗装の修繕箇所が多くなっているなど、道路施設の老朽化が進行していることもあるように考えております。

また、満足度調査とは別の視点になりますが、日々頑張っている職員につきましては、職員やインフラ点検員による市民の声への迅速な対応、あるいは舗装の応急措置などについてお礼を言われるということもございまして、これらは職員の大きなモチベーションになっているというふうに感じております。

数値という結果を受け止めつつ、その数値の背景にある本質や社会情勢の変化を見極めながら、市民の安全・安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 岡野議員、残時間3分。

○8番（岡野数正君） はい。私も、この現場職員の適切な対応によって改善された道路などについては、周辺住民の方々から喜びの声を聞くことがあります。職員の頑張りを市民が認めてくれているあかしだと思っております。

しかしながら、市民の目に触れる生活道路の中には、悪いと感じられる路面が数多くあることから、そうした活動が市民満足度の向上につながっていないのではと思われるわけであります。

市民からは、幹線市道よりも、それ以外の市道、つまり身近な生活道路に対する修繕要望が多いのではないかと考えられます。したがって、今後の取組の中にそうした観点も必要なのではないのでしょうか。

終わりになりますが、江田島市内の老朽化したアスファルト舗装の修繕が円滑に進み、市民生活の安全につながることで、市民満足度が向上することを期待して、私の質問の全てを終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、8番 岡野議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。11時25分まで休憩いたします。

（休憩 11時10分）

(再開 11時25分)

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番 古居俊彦議員。

○6番（古居俊彦君） 皆さん、こんにちは。

私は、6番議員の政友会の古居俊彦でございます。

通告に従い、カキの養殖業について質問したいと思っております。

先週は台風10号により日本中が大騒動となりました。被害に遭われた方にはお見舞い申し上げたいと思います。

計画運休等影響を受けた方も多かったと思いますが、海のほうでも構えておりました。船も止まりましたが、大した風でなかったもので、結果安心したところです。

心配なことはたくさんありますが、頭に浮かぶのは、カキ養殖のいかだのことです。この台風でどうなるかと心配された業者の方も多かったのではないのでしょうか。カキの養殖に関わる方々にとって、毎回自然条件との戦いでございます。年々進んでいる水温の上昇、酷暑による被害も無視できません。去年は自主休業が行われ、カキの養殖産業に大きく影響を及ぼされました。今年もシーズンが始まりますが、市はどう考えているのでしょうか。今年度の見通しと、これからのカキの養殖産業について、次の点について伺いたいと思っております。

1点目、カキ養殖の現状と課題について。

2点目、県や市の補助等の対応はどうなっているのか。

3点目、課題解決に向けた今後の対策はどうか。

以上、3点について伺いたいと思います。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 古居議員から、カキの養殖産業について3点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1点目のカキ養殖の状況と課題はとのお尋ねでございます。

市内のカキ養殖を営む事業者の経営体数は、平成25年の漁業センサスの調査結果によりますと69経営体で、現在公表されております最新の平成30年調査では70経営体となっており、おおむね横ばい状態で推移をしておりました。

しかしながら、本市が実施した各漁業協同組合への聞き取り調査によりますと、9月1日時点では63経営体となっており、平成30年の漁業センサス調査以降、約6年の間に7経営体も減少をしております。

また、県内カキ生産量と生産額は、県水産課の調べによりますと、令和4年度は1万7,100トン、213億円でした。そして各年度により増減はあるものの、令和3年度までの10年間の平均は年間約1万8,000トン、174億円となっております。

次に、カキ養殖の課題につきましては、漁船漁業などを含む本市内の水産業全体の経営体数と就業者数のいずれもが減少傾向にあります。また、65歳以上の高齢者が占める割合も約45%となっており、カキ養殖業におきましても経営体数の減少、従事者の高齢化や担い手不足が課題であると認識をしております。

さらに、カキのへい死や生育不良が多く発生すれば、生産量が減少するため、毎年安定したカキ生産量を確保していくことも課題となっております。

このほか、カキ殻の堆積超過に関する問題におきましては、自主的に休業するなど、事業者自ら努力すべき課題もございます。

次に、2点目の県や市の補助等の対策はとのお尋ねでございます。

広島県におきましては、水産業スマート化推進事業として、カキ養殖に必要な海水温等のデータを携帯端末で確認できるシステムを構築しております。このシステムを事業者が活用することで、カキのへい死や生育不良の防止など、生産の安定化につながっております。

また、近年問題となっておりますカキ殻の堆積超過対策につきましては、カキ殻を活用した魚の増殖場の試験造成を江田島湾内において実施するとともに、カキ生産者団体等と連携して、広島市中区江波沖町の県有地にカキ殻の一時保管場を確保いたしました。

また、広島広域都市圏連携事業の取組では、カキ養殖業者を有する市・町が費用を負担して、広島湾内でのカキの産卵情報を調査し、その情報を各事業者に提供することで、採苗作業の効率化に活用をいただいております。

さらに、本市におきましては、漁船保険料や漁業共済掛金を支援することにより、経営の安定化を図るとともに、カキ養殖業者等で構成する江田島市水産物等販売協議会による住宅宣言吉島江田島かきまつりや、マツダスタジアムでの江田島産カキのPR活動の取組に対する支援も行っているところでございます。

最後に、3点目の課題解決に向けた今後の対策はとのお尋ねでございます。

1点目でお答えをいたしましたとおり、経営体数の減少、従事者の高齢化や担い手不足、安定したカキ生産量の確保、カキ殻の堆積超過などの課題解決に向けて対策を図る必要があると考えております。

まず、経営体数の減少、従事者の高齢化や担い手不足につきましては、現在、今年度末で終期を迎える第2期江田島市水産振興ビジョンの改定作業の中で、カキ養殖業者等の皆様の声をお聞きするとともに、江田島市漁業振興協議会の意見も踏まえた上、カキ養殖業における状況や課題を確認の上、検討をしております。

次に、安定したカキ生産量の確保につきましては、カキのへい死や生育不良の発生を防ぐため、広島県が実施する水産業スマート化推進事業の活用を支援し、さらなるIT化の促進に努めてまいります。

また、カキ殻の堆積超過につきましては、県と連携し、カキ殻を活用した魚の増殖場での造成効果を踏まえた上で、他の増殖場での活用や、カキ殻の新たな活用策を検討をしております。

これからも持続可能なカキ養殖業の実現に向けて、国や県、関係機関等と連携をし、本市のカキ養殖業を守り育ててまいりたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） 丁寧な御回答ありがとうございます。

引き続き、再質問に移りたいと思います。

経営体数についてですが、東北地方では、急に來た津波により廃業というものがありました。江田島市の場合、高齢化や後継者不足等によって個人での経営が問題となっております。これは一気に減るのではなく、だんだんと推移していくということなので、何がしかの対策が講じることができると思いますが、この深刻な点についてどう思われますか。お答え願いたいと思います。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） カキ養殖業者に限らず、全ての産業において経営体の減少、従事者の高齢化や担い手不足という課題は共通していると認識しております。

市長答弁でもお答えしましたとおり、現在、今年度末で終期を迎える第2期江田島市水産振興ビジョンの改定作業を進めていく中で、カキ養殖業者の皆様の声をお聞きするとともに、江田島市漁業振興協議会の意見も踏まえた上、その対策等について、新しいビジョンに反映させたいと考えております。

具体的には、広島県新規漁業就業者支援協議会のそういった制度に対し、カキ養殖業従事者育成のための研修制度の充実を要望してまいりたいと考えております。

また、本市の水産業に対する理解を深めてもらうために、小中学校での出前講座の開催などを続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ありがとうございます。

経営の安定、続けていくためにもイメージアップ、販路の拡大は大変重要だと思っております。市のほうでも可能な限り支援していただきたいと思っております。

しかしながら、昨今、各漁協が対応した堆積場超過問題についてですが、これは別の問題だと考えております。堆積場がいっぱいになるとのことなので、出荷量を抑えるために自主的に休業を強いられることになりましたが、こういった問題は、個人・組合で対応はしていますが、対応し切れていない部分もあると思います。行政がある程度介入してほしい点ではありますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） まず、事業者はその事業活動で生じた廃棄物の処理は、原則カキ事業者が責任を持って処理すべきものと考えております。しかしながら、本市におけるカキ生産量は全国のトップクラスであり、本市にとってカキ養殖業は主要な産業の一つとなっていることから、本市といたしましても対応可能な対策を検討したいと考えております。

具体的には、県と連携しカキ殻を活用した魚の増殖場での造成効果を踏まえた上で、市内の他の増殖場での活用、それからオリーブ園での土壌改良対策でカキ殻が有効ということで試験をしておりますので、そうした活用について、今後研究をしてまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ぜひ市としても、また県に働きかけをよろしくお願いしたいと思います。

カキ殻につきましても、単なる廃棄物ではないという認識を持ち、その再利用を検討すべきだと思っております。県のほうでも、漁場の底質改善等にこういった効果が得られるのか取り組んでいるとの話もありますが、行政側にはこういった流れを調査研究し、早期にカキ殻再利用のガイドラインを確立していただきたいと思っております。よろしくお願いします。

次に、カキ養殖産業の経済的な面についてなんですけれども、私は市内の大規模商業施設の売上げにも影響が出るくらい大きな問題だと思っております。その経済的なものは、深く大きく一般の商品にも影響が出てくると思っております。そういった産業だから市も頼る部分が多く援助すべきではないかと考えております。特産品の一つとして、雇用や経済効果について、市の考えはいかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 高橋産業部長。

○産業部長（高橋龍二君） 議員仰せのとおり、本市のカキ養殖業における雇用や経済効果は大きなものであり、守り育てていくべき産業であると認識しております。持続可能なカキ養殖業の実現に向け、国や県、関係機関等と連携し、さきに述べました後継者対策や体積場超過対策などのほか、江田島産カキの地産地消の促進、また販路拡大に対する支援も行っております。

また、その他自治体の調査をしつつ、現行の支援制度の見直しや拡充等についても検討してまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ありがとうございます。

やはり経営を安定させるには、安定した販路と価格でしょうか。販路拡大は大きな問題です。江田島を訪れて地産地消といっても、なかなかカキを実食できるところは見つけにくいものです。こういった面においても、行政の支援は必要かと思っております。ここに行けばカキが食べられるといった施設を設けて、またPRをしていただきたいと思いますと思っております。

次に、昨今は、従事者の主力として、外国人労働者に頼るしかないというのが現場の声です。しかしながら、外国人労働者は研修を受けてきているとはいえ、日本の生活には慣れておらず、言葉の壁、生活習慣の違いなど意思疎通が難しく、人権問題にもなっております。こういった外国人労働者の取扱いについても、市のほうから助けてほしいということがありますが、いかがでしょうか。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷吉行君） カキ養殖業の外国人従事者を含め、外国人市民に対しては、国際交流協会主催の下、日本語教室を市内5か所で年間約20回程度開催しています。なお、日本語教室では生活相談も併せて行っております。

また、多文化共生相談員や国際交流支援員による日本語通訳を通じて、病院の受診や入学手続支援などのほか、孤立を防ぐための支援も行っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 古居議員。

○6番（古居俊彦君） ありがとうございます。

私は多文化共生について、この点も江田島市の大きな課題だと考えております。先日、能美町の高田で盆踊りを行いました、外国人の方にも声をかけて参加していただきました。高田交流プラザで日本語教室を行っているということも、その縁でしたが、国際交流として温かく迎えることが大切なことだと思っております。引き続き、外国人労働者への行政からの支援をお願いしたいと思っております。

カキの養殖産業につきましては、様々な面から述べさせていただきましたが、課題は山積しており、その労働力、販路、生産等、いずれも発展途上で、不安定な基盤の上に成り立っております。まだまだ産業として確立はしておりません。市における共通の課題である人口減少問題、年々変わっていく社会的状況、自然条件等、そういった中で、1次産業に関わるカキの養殖は、その影響を受けやすく、経営も難しくなっております。市においても、特産品であるカキがなくなることは考えられないと思いますが、ゆえにその支援を手厚くして、カキ養殖産業の業者と協力していくべきだと考えております。

間もなく今年もカキのシーズンが始まりますが、無事に出荷できることを期待したいと思っております。

引き続き、行政側においても支援のほうをよろしく願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（酒永光志君） 以上で、6番 古居議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。13時まで休憩いたします。

（休憩 11時43分）

（再開 13時00分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

14番 浜西金満議員。

○14番（浜西金満君） 皆さん、こんにちは。

14番議員の政友会の浜西金満です。傍聴にお越しの皆様、またインターネット中継で御視聴の皆様、市政に関心をお寄せいただき誠にありがとうございます。

早速、通告に基づき、一般質問させていただきます。

市民の皆様におかれましても関心のある次期市長選挙についてお尋ねします。

明岳市長におかれましては、平成28年12月5日に第3代江田島市長に就任され、もうすぐ2期8年の任期が過ぎようとしております。振り返れば、1期目の平成30年7月には、西日本豪雨災害に見舞われ、本市も甚大な被害を受け、その復旧・復興には膨大な労力と6年にわたる歳月を要しました。また、令和2年に入ってから、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、我が国の社会環境も大きく変容し、その間、ワクチン接種などの感染対策や行動制限による疲弊した経済への支援など、市民の安全で安心した暮らしを守るため、相当の御労苦があったものと推察するところです。

さらに、人口減少、少子高齢化という、すぐには解決できない大きな課題に向けては、「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」「人のつながり・縁づくり」を市政の柱に据え、一つ一つ施策を推進することで、次世代につながる持続可能なまちづくりに向けて、強い思いを持って取り組まれていることを感じております。

こうした中、本年１１月１７日に江田島市長選挙が執行されます。近年多発する自然災害やＤＸによるデジタル社会への対応など、時代のスピードに乗り遅れることなく、市民の皆様を、豊かな暮らしへ導くかじ取りが重要と考えます。

今年度に入り、明岳市長の体調面での不安がある中で、昨日の新聞報道によりますと、今季限りの引退との記事が掲載されておりました。ぜひとも、３期目の出馬に向けて強い決意をお伺いしたいので、改めて明岳市長の進退についてお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 浜西議員から次期市長選挙について、励ましを込めた御質問をいただきました。お答えをさせていただきます。

私の市長としての２期目の任期は、１２月４日まで、残すところ３か月となりました。３期目となる次期市長選挙の出馬につきまして、本年４月までは、ぜひとも挑戦をさせていただきたいとの強い思いはございました。しかしながら、本年４月下旬に体調を崩しまして、病院で検査したところ、体の免疫機能が低下する血液の病気であることが判明し、現在も定期的に通院しながら公務に復帰しているところでございます。

そうした状況を踏まえ、次なる４年間の任期を見据えたとき、今の健康状態では立候補すべきではないとの決断をいたしました。この苦渋の決断を受け入れるまでに、治療を担当いただいております主治医の先生や家族にも相談をし、まずは自分自身に、本当に次の４年間の任期、しっかりと職責を果たすことができるのか、市民の皆様の役に立つことができるのか、何度も何度も自問自答をし悩みました。その結果、今の体調では、市民の皆様の信頼を得て、役に立つ仕事を満足にすることはできないとの結論に至ったところでございます。

したがって、私は１２月４日の任期満了をもちまして、２期８年の政治活動を引退させていただきます。これまで頑張ることができましたのは、市民の皆様や市議会の皆様、市政を支えてくれた自治会、女性会、老人クラブなど各種団体の関係者の皆様、そして私を支え、共にまちづくりに取り組んでいる土手副市長、岡田教育長をはじめとする市職員の仲間のおかげであると心から感謝をしております。

また、８年前、私を江田島市長選挙へのお声がけをいただきました田中前市長、山根元議長をはじめとする議員の皆様、応援いただいた全ての皆様に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

市長就任後、多くの出会いと、そして奇跡のようなすばらしい出来事を体験させていただき、本当に幸せな政治生活であると思っております。

江田島市長として、残り３か月の任期を最後までしっかりと努めてまいります。市民の皆様、市議会議員の皆様におかれましては、引き続きお力添えを賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 浜西議員。

○１４番（浜西金満君） 今期で引退されとのことでしたが、私を含め、多くの市民が、次の４年間も明岳市長がやってくれるものと思っております。今とてもショッ

クな気持ちです。答弁を聞いて非常に残念な気持ちになりましたが、健康な体があるこそ、市長の職責を果たせるものと思いますので、明岳市長の苦渋の決断を尊重したいと思います。残りの任期、お体と相談しながら、無理をされないよう全うしていただきたいと思います。

さて、これまでの市政の振り返りの意味を込めて、明岳市長に伺いたいと思います。

本市が抱える課題の中で、明岳市長が一番気がかりな点や思いがあれば教えてください。

○議長（酒永光志君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 私にとっての江田島市の課題で一番気がかりな点、そして思いという御質問でございました。少しお時間をいただきまして、お答えをさせていただきます。

江田島市の山積する課題の中で最も重要なのは、やはり少子高齢化、人口減少対策であると思っております。本市に限らず、我が国が抱えるこの難題に、全ての市町村があらゆる施策を通じて人口減少の抑制に取り組んでいるところだと思います。

私は、江田島市長に就任してから、市政の重点項目として、「しごとの創出」「子育てしやすい環境づくり」「健康寿命の延伸」、そして「人のつながり・縁づくり」を掲げまして、各種の施策を展開しております。これら四つの重点項目に係る全ての施策が人口問題、人口減少の抑制につながっていくものでございます。

1点目の「しごとの創出」においては、能美海上ロッジに代わる新たな観光拠点となります宿泊施設として、江田島荘を誘致することができまして、市内在住の多くの市民の方を雇用いただいております。また、廃校となった学校跡地には、JR軌道に係る研修所や、あるいは最新鋭のカキの冷凍加工工場を誘致するとともに、新たな産業としてIT企業にもサテライトオフィスを設置をしていただいております。

こうした取組により、今後も会社の成長と併せて、雇用を広げ社員の方々がこの本市に居住していただける機会につながるものと大いに期待をしているところでございます。

2点目の「子育てしやすい環境づくり」では、通学費の助成事業をはじめ、各認定こども園や子育て世代包括支援センターの整備、病児・病後児保育の導入など、将来を担うこどもたちに投資をしております。

市長就任当初からこどもを産み育てるための環境づくりというのは、次世代育成に欠かせない行政の責任であると考えておりました。結果として、思うようにこどもの出生数の減少に歯止めをかけることはできておりません。しかしながら、保育環境の整備や保育サービスの拡充によって他の市町と同様のサービスを受けながら、海と山に囲まれたこのすばらしい自然の中で、大切な私どもの宝物でありますこどもさん方を育むことができる、この環境といいますか、その価値観を皆様にも感じていただけるのではないかと考えております。

3点目の「健康寿命の延伸」では、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう、地域で助け合い支え合える、そういう仕組みづくりを始めるとともに、えたじま体操や、そして百歳体操など、介護予防事業の充実に努めてまいりました。超少子高齢

化社会の中であって、本市の強みである地域コミュニティを生かし、お互いが頼り支え合い、都会と比べて不便な点はありますが、安全で安心して暮らせることができる地域づくりに向けたこの取組というのは、これからも大切にしていきたいと思います。

4点目の「人のつながり・縁づくり」につきましては、浜田省吾さんのゆかりのバス停の整備や、えたじまものがたり博覧会などのイベント造成、各種メディアのほか、SNSなどの新たなツールを活用して、江田島市のすばらしさを発信をしまいいりました。

人は知らない場所に訪れることはありません。本市を知ってもらい、興味を持ってもらって来てもらう、滞在してもらう、そして暮らしてもらう、その入り口となる関係人口づくりに努めることは、これからも重要な取組になってくると考えております。

人口減少問題は、一朝一夕に結果が伴うものではございません。しかしながら、こうした一つ一つの取組を重ねることによって、人口減少の抑制に必ずやつながるものと確信をいたしております。

市民の皆様をはじめ、市外の皆様にも、島だからできないというのではなくて、そういう意識でなく、島だからできる、江田島市の島だからできる、そうした前向きな意識を醸成していくことが大切であろうかと思えます。移住してこられた方にお話を伺うと、江田島は夢をかなえる場所だと言っていていただいております。こういう方々を増やしていく、それが、新たな江田島の発信にもつながっていくものと考えております。

そして、私は常々職員に対し、私たちの使命は何か、市民の福祉の増進、それはつまりは市民の皆様の喜びを増やして、悲しみを減ずることだと、それが我々市の職員の使命だということを機会あるごとに伝え続けております。その上で、様々な施策を決定する際には、何が江田島市にとって最善なのか、市民の皆様にとって何が最善か、このことを唯一の判断基準として、施策を取り組んでおります。

こうした点で、議会の議員の皆様と、職員と議論を重ねて、一步一步こつこつと進めていくことが必要であろうかと思えます。

海軍兵学校の歴史と伝統を受け継ぐ海上自衛隊や、市内の事業者の皆様をはじめ、企業誘致等で江田島市に進出してくれた各事業者の皆様との縁や絆を大切にしていくこと、このことは市政発展の大前提となるものだと思っております。こうした縁やつながり、このことを大切に信頼を失うことのないよう、共に発展していくという熱い思いを決して忘れることなく、今後、江田島市のまちづくりを進めていただきたい。さらなる市政の進展、発展を心から願っているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 浜西議員。

○14番（浜西金満君） 本市は悪い意味でも人口減少、少子高齢化とも全国のトップランナーです。持続可能なまちづくりの根幹となる人口問題、これからも目を背けることなく取り組むことが大切であることは誰もが理解できるものと思えます。

そのために、江田島市のかじ取りを担う新たなリーダーになる方には、本市の現状を十分に理解し、市議会、市民の皆様、また各種団体や地元企業の方々と共に手を取って、よりよい方向に導く力を備えた方が望ましいと考えます。

そこで伺います。

明岳市長の思いを十分に理解し、江田島市を正しい方向へ導いていただける新たなリーダーには、どのような人物が望ましいとお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 明岳市長。

○市長（明岳周作君） 江田島市は、今から20年前に江田島町、能美町、沖美町、そして大柿町と手を取り合って大同団結し、誕生をいたしました。これまでの道のりは決して平たんなものではなく、曽根市長、田中市長をはじめとする、そして議員の皆様、そして市民の皆様が手を取り合って、一つのまちとしての歴史をつくってこられました。

日本全体が人口減少期を迎え、少子高齢化の中で、まちづくりを進めております。いま一度、地域づくりの本質に立ち返って、人口減少の中でも、全ての市民の皆様が夢を抱き、生きがいを感じてもらえるまちづくりを目指すことが、重要であると思っております。先人がつくり上げてきてくれた今の江田島市、育まれてきた伝統や文化、恵み多き自然など、我がまちの豊かな個性を見詰め、江田島市を誇りに思い、市民の皆様と共に歩んでいただけるリーダー、それが市長の使命であると考えております。

したがって、まずはこのふるさと江田島市を愛してくれてる方、市民の皆様との出会いに喜びを感じていただける方、それとともに、本市が歩んできた歴史をよく理解し、行政経験を備えた方が私は望ましいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 浜西議員。

○14番（浜西金満君） 明岳市長の次なるリーダーへの思いが伝わってきました。

私は、江田島市が平成16年11月に合併したときから、議員として市政の変遷を見てきました。明岳市長をはじめ、これまで歴代市長が4町の均衡ある発展を目指して、御苦労されてきたものと感じております。

しかしながら、我が国は、急激な人口減少に直面しており、いつまでも江田島市がこのままの形で発展を遂げることは現実的には難しいと考えています。次なるリーダーになれる方には、厳しい局面を開ける突破力と、明確なビジョンが求められると思います。そのために、我々議員も行政と大局的な視点で議論し、市民をよりよい方向に導く責務があると感じております。

私たちには、この大切なふるさと江田島を子や孫の世代にしっかりとつなげていく責任がございます。明岳市長におかれましては、退任され、一市民となられましても、市政を見守りながら、経験を基に、御意見や御指導をお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、14番 浜西議員の一般質問を終わります。

1番 宮下成美議員。

○1番（宮下成美君） 皆様、こんにちは。

1番議員、尽誠会の宮下成美です。傍聴にお越しの皆様、インターネット配信で御覧いただいている皆様、誠にありがとうございます。

明岳市長におかれましては、残りの任期、しっかりと体調に留意されながら公務のほうに当たっていただきたいと思います。

それでは、通告に従いまして、1項目4点の質問をさせていただきます。

不登校児童生徒の現在の状況及び今後の対応についてです。

不登校児童生徒の人数は依然増加傾向であり、不登校のこどもたちの学びの保障の問題や、不登校であるがゆえに学校の健康診断を受けることができなかった児童生徒が存在する問題も全国的に発生しており、文部科学省では、令和5年3月に、誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策と銘打ってCOCOLOプランを取りまとめ、不登校対策を各自治体も現在推進しているところであります。

また、令和4年12月の定例会での私の一般質問の際にも、本市での児童生徒の不登校の状況やタブレット端末を使い、自宅などで授業を受けた際の出席の取扱いについての課題が浮き彫りとなったところであることから、次の点について伺います。

- 1、本市における現在の不登校の状況は。
- 2、オンライン授業の出席扱いについて、現在の状況は。
- 3、本市の不登校児童生徒の健康診断の受診の状況は。
- 4、COCOLOプランに基づいて、今後どのように本市で取り組んでいくか。

以上、1項目4点について、教育長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 宮下議員から、不登校児童生徒の現在の状況及び今後の対応について、4点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の本市における現在の不登校の状況はについてでございます。

最初に、不登校の定義について御説明をさせていただきます。

文部科学省では、不登校とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により、児童生徒が登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由、新型コロナウイルスの感染回避によるものを除くと定義しております。

本市における不登校児童生徒の現状でございますけれども、小学校では全児童に対する不登校児童の割合については、平成30年度に0.8%であったのに対し、令和5年度には2.5%となっており、増加傾向となっております。中学校では平成30年度に1.8%であったのに対し、令和5年度は6.2となっており、こちらも増加傾向となっております。

次に、2点目のオンライン授業の出席扱いについての現在の状況はについてでございます。

本市では、不登校児童生徒がオンラインによる授業を受けた場合、出席扱いとすることができるとしております。ただし、これには、次の4点の要件を設けております。

- 1点目は、保護者と学校間で十分な連携協力があること。
- 2点目は、訪問等による定期的かつ継続的な対面指導を前提とすること。
- 3点目は、計画的な学習プログラムによる学習活動であること。
- 4点目は、対面指導や学習活動の状況について、十分な把握をすること。

これら4点の要件を満たした場合は、出席扱いとしております。

例えば学校がリアルタイムで授業の様子を配信し、それを不登校となっている児童生徒が自宅で視聴しただけでは出席扱いとはなりません。あくまで、その授業が、不登校児童生徒に対するオンライン授業による計画的な学習プログラムに基づいたものとなっており、双方向のやり取りや学習状況の把握ができるようになっていることが必要でございます。

なお、不登校児童生徒が学校ではなく、学校外の公的機関や民間施設を利用し、オンライン授業を受けている場合も本市の実態としてございます。この場合は、学校と同じ必要条件を満たしていると判断できた場合には、出席扱いすることができるとしております。

本市において、令和6年度7月の時点では、学校において必要要件を満たしたオンライン授業を受け、出席とした事例はございません。

一方、学校外の公的機関や民間施設による必要要件を満たしたオンライン授業を受けることで、出席扱いとした事例はございます。

次に、3点目の本市の不登校児童生徒の健康診断の受診状況はについてでございます。

児童生徒の健康診断につきましては、学校保健安全法第13条において、学校においては、毎学年定期に児童生徒等の健康診断を行わなければならないとされております。健康診断には、身長・体重の計測や視力・聴力等の検査に加え、学校医による内科・歯科・耳鼻科・眼科検診がございます。各学校では、不登校児童生徒に対しても健康診断の受診について働きかけを行い、できる限り受診していただけるよう取り組んでいるところでございます。

当日休んだ場合でも、登校できた日に計測を行ったり、他校で行われている検診日に合わせて養護教諭は連れていったりし、できる限り受診できるように取り組んでおります。

不登校児童生徒の受診状況につきましては、令和5年度は全ての検査を受診した児童生徒が18名、一部の検査を受診した児童生徒は18名、全く受診できなかった児童生徒が2名となっております。

最後に、4点目のCOCOLOプランに基づいて今後どのように取り組んでいくのかについてでございます。

まず初めに、COCOLOプランの主な取組について御説明をさせていただきます。

1つ目は、不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整える。

心の小さなSOSを見逃さず、チーム学校で支援する。

最後に、学校の風土の見える化を通じて、学校をみんなが安心して学べる場所にするが掲げられております。

本市においても、このCOCOLOプランを踏まえ、市内中学校3校にスペシャルサポートルームを設置し、自分のクラスに入りづらい生徒が落ち着いた空間の中で、自分に合ったペースで学習、生活できるような環境づくりを行っております。

また、全ての学校へ定期的に訪問するスクールカウンセラーを配置するとともに、能美中学校区にはスクールソーシャルワーカーを配置し、チーム学校による支援に取り組

んでいるところでございます。学校をみんなが安心して学べる場所にする環境整備につきましても、学校で過ごす時間の中で最も長い授業の改善や児童生徒が心地よい空間の中で、学習生活を行えるようにするための図書館リニューアル等に取り組んでおります。

一方で、スペシャルサポートルームは現在、中学校のみの設置となり、小学校の設置はできていない状況がございます。また、学校外の公的支援施設となる教育支援センターにつきましても、設置できておりません。いずれも市独自での人員や施設の確保が必要であり、本市の規模において、何をどこまでという難しさがございます。それでも、本市において、不登校児童生徒を支援しておられるNPO法人や民間施設等との連携を強化するなど、できることを模索しつつ、誰一人取り残されない学びの保障に向けた取組を進めていきたいと考えております。

先日も、本市の教職員を対象とした研修では、不登校児童生徒に対する適切な対応の在り方についての理解を深めることを目的に、NPO法人や民間施設の代表の方にお越しいただき、学校との連携強化を進めるとともに、大学教授による不登校理解と、その未然防止に関する講義を受けたところでございます。

今後もしも不登校に対しましては、児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、保護者や関係機関とも連携しながら、きめ細やかな支援に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 丁寧な御回答、御答弁ありがとうございます。

それでは、順に再質問に移らせていただきます。

まず、1点目の再質問です。

不登校児童生徒の数は増加傾向ということでした。児童生徒数の数は減少傾向であるけれども不登校児童の数というのは増加傾向ということで、なかなか難しい問題だと思います。

全国的な調査では、不登校になった理由の中では、依然として無気力・不安という理由が高い割合を占めていますが、本市の児童生徒の不登校の理由をどのように分析しているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 本市におきましても不登校の理由として、令和4年度、令和5年度ともに無気力・不安が最も高い割合を占めております。これに次いで高い割合となるのが、いじめを除く友人関係をめぐる問題でございます。これらは、あくまで学校の教職員が見立てたものの結果であるため、絶えず児童生徒を取り巻く背景や、心の内面等について状況を把握するとともに、適切な対応を講じていくよう取り組んでいくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 本市の児童生徒においても、こどもたちにおいても、3割近い児童が無気力・不安、それが理由となっており、次に多いのが友人関係をめぐる問題ということでした。

先生との関係や友人関係、家庭の問題や将来に対する不安など、様々複雑に絡み合っ
て表現がしにくく、不安・無気力、言い得ぬ何か不安・無気力というような感情、理由
になっているようなことが伺えます。

教員が見立てた結果ということですが、先生の評価ではなかなか難しい見方と
してこうであるということだと思えるんですが、しっかりと保護者の方やこどもた
ちと信頼関係、これが一番だと思いますので、これをまず構築して適切な分析と対応を
講じていただきたいと思います。

続いて、2点目です。

オンライン授業での出席についてですが、いまだ事例はないとのことですが、令和4
年度の質問の時点よりも環境整備が進んでいるようでした。事例はないとのことですが、
こどもたちや保護者には必要な要件を満たせばオンライン授業での出席扱いができるこ
となどは、どのように周知をしているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 児童生徒の状況を見ながら必要に応じて個別に伝達、周
知を行っております。全体で一律に周知をしない理由の一つとして、オンライン授業を
受けて出席になれば学校行かなくてもよいという安易な発想を防いだり、授業を受ける
こと自体に抵抗を感じる不登校の児童生徒に不安やプレッシャーを与えることを防いだ
りすることが挙げられます。そのため、当該児童生徒の状況を見ながら家庭と連携しつ
つ、個別に対応をしてまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） オンライン授業を受けて出席になれば、学校に行かなくても
よい、安易な発想を防いだりというところは気持ちも分かるころはあるんですが、
文科省の指針にも学校に行くだけが全てじゃないということも明記されていると
ころもあったりしますので、本当にその辺はこどもたちの状況と保護者の方の考え方、
しっかりと連携を取って周知、対応をしていただきたいと思います。無理に学校に行く
プレッシャーにもなることにもなったりすると思うので、オンライン授業で出席扱いに
なれば、本当にその子の学力が伸びればそれで言うことはないと思いますので、その学
力の面に関して言えば、お願いします。

一方で、不登校により通常の授業は受けられていないということで、そしてオンライ
ン授業も受けられていない児童生徒の学習機会はどのように設けているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 各学校より様々な学習の機会を情報提供するようにして
おります。具体的には、広島県教育支援センター、通称SCHOOL“S”ですが、
そちらの紹介、県教育委員会主催の地域とのつながりや資源を活用した活動、オンライ
ンによるプログラムクラブ活動等を情報提供するようにしております。

家庭によっては、市内の民間施設等の利用を選択され、学びの機会を確保しているケ
ースもありますし、家庭の中で学習を進めるホームスクーリングの形を選択している場
合もございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 県の教育機関、SCHOOL “S” ですね。SCHOOL “S” ちょっと東広島のほうにたしかあったと思うので、ちょっとなかなかここから行くのはハードル高いので、何かどれほど利用していただけるかなと。しっかり機会を設けるように周知していただきたいと思います。

続いて3点目ですが、不登校児童の健康診断の受診率についてですが、もう少し受診率と検査項目について、もう少し詳しく教えてください。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 定期健診の検査項目は、学校の教職員が測定するものと専門業者や学校医等による健診がございます。前者は身長及び体重、視力、聴力の検査項目がございます。後者には心電図、検尿、内科、歯科、耳鼻科、眼科の検査項目がございます。

また、検査項目により受診率のばらつきはありますが、各項目約70%から90%の受診率であり、全体としての実施率は79.4%となっております。健診当日に受診ができなかった場合は、不登校児童生徒に限らず、可能な範囲で別日に健診を受けることができる機会を学校が提供をしております。

令和5年度における不登校児童生徒への健康受診喚起の働きかけは、全家庭に対し行っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 検査項目にばらつきがあるものの、教育長答弁にもありましたように、一部もしくは、全然健診を受けられていないこどもが20名近くいるということが分かりました。

では、学校での内科検診や歯科検診などを受けられなかった児童生徒が、学校医の運営する医療機関で健康診断に相当する診察を受けることで、校内での健康診断と同じように取り扱うことは可能なのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 同様に取り扱うことは可能でございます。健康診断に相当する診察を受けた結果を学校に提供してもらうことができれば、記録として残すことができ、健診を受けたものとして扱うことができます。

学校が提供する機会に健診が受けられず、個人で医療機関等において健診に相当する診察を受ける場合、その旨を事前に学校に連絡していただければ手続をスムーズに行うことができます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） そこで気になるのが、費用の問題なんですけれども、その場合の費用負担はどのように取り扱うのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） このような事例は、今まではございませんでした。自己負担をお願いすることはございませんでした。

今の取扱いでは、直接医療機関等で受診した場合、費用は自己負担になる可能性がございます。費用負担なしで健診を受けられる場合は、原則、学校が計画した健診当日と学校の定めた欠席者の後日健診日となります。

なお、検尿など検診の種類によっては、年間で複数回行われるものもございますので、その機会に受診することができれば、費用負担は必要はございません。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） これまで事例がなく、現在の体制では自己負担になる可能性があるとのことでした。

不登校問題も長期化していく中で、健康診断を受けずに成人となり、骨の疾患や体の病気を見過ごしてしまうなどの問題も全国的に取り上げられ始めています。学習は後から取り戻すことはできても、健康は早めの発見と対応が鍵というか必須となっており、風邪などで体の調子が悪くなれば、どんな不登校であろうが学校に行っていようが、どんな状況において家庭において病院は受診すると思うんですけれども、健康リスクの早期発見と対応のために健康診断というのはとても重要であると思います。

こどもたちの健康診断の機会や健康な体づくりを保障するために、学校医と連携して病院で健康診断に相当する診察を受けた際に、校内検診と同じように費用負担なし、自己負担なしで検診を受けられるようにする必要があると考えますけれども、その点どうでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 議員仰せのとおり、全ての児童生徒の健康診断の機会を保障しなければならないと考えております。制度を明確にして、費用負担が生じないように対応いたしたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 明確なお答えをいただきました。保護者の方にも健康診断の重要性というのをしっかりと理解いただきながら、制度の見直しなどしっかりと対応していただきたいと思います。

続いて、4点目です。

C O C O L Oプランに基づいての質問ですが、ここまでの質問でもありましたとおり、本当にこどもたちを取り巻く環境は多様化しており、多様なニーズに対応するために、学校の相談役というかスクールソーシャルワーカーの増員が必要ではないかと考えるのですが、どうでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） スクールソーシャルワーカーの配置により福祉的な支援、家庭に対する助言等の働きかけがよりスムーズにできるようになるため、多様なニーズに対応ができるようになると考えております。

広島県から各市町の中学校区にスクールソーシャルワーカーを派遣する制度があり、各市町教育委員会から派遣の要請ができるようになっております。県内に派遣されるスクールソーシャルワーカーの人数配置の関係で、要請が全て通るわけではございませんが、本市においても積極的にスクールソーシャルワーカーの派遣を要請していくことを考えております。

本市におけるこれまでの状況としては、令和３年度、令和４年度に大柿中学校区へ配置、令和５年度、令和６年度に能美中学校区へスクールソーシャルワーカーが配置をされております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○１番（宮下成美君） ニーズが多様化する中で１人のソーシャルワーカーが抱えられる問題というのにも限りがあると思いますので、積極的にチーム学校として支援、対応していくために要請をしていただきたいと思います。

このＣＯＣＯＬＯプランの中には、福祉部局との連携についても明記され書かれています。スクールソーシャルワーカーによって家庭の状況を含む福祉ニーズを発見した場合は、どのように対応しているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） スクールソーシャルワーカーは、ニーズのある児童生徒や家庭に対し、家庭訪問による面談等の直接的な働きかけをしたり、必要に応じて関係機関と関わることによって、学校と関係機関が連携した支援体制構築のためのつなぎ役を担ったりいたします。

スクールソーシャルワーカーの働きかけとしては、例えば次のようなものがございます。課題を抱える児童生徒が置かれた環境への直接的な働きかけ、関係機関等とのネットワークの構築や連携・調整、学校内におけるチーム支援体制構築の支援、保護者・教職員等に対する支援や相談、関係機関や相談先等の情報提供、教職員等への研修活動、以上のことがございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○１番（宮下成美君） そのスクールソーシャルワーカーの方の動きの中で、関係機関との連絡調整の面において、本市の福祉保健部との横串を刺したしっかりした不登校支援体制の構築が必要と考えるのですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 不登校の状況につきましては、本市の主任児童委員会や、要保護児童対策地域協議会等において情報を共有し、必要に応じて関係機関と連携・対応するようにしております。福祉保健部と学校、教育委員会の横の連携を今後さらに円滑に行うことができるよう、連携方法とその在り方については、今後も見直し、改善を図りながら取り組んでまいります。

以上です。

○議長（酒永光志君） 宮下議員。

○1番（宮下成美君） 1点目の再質問のところでも触れましたが、こどもたちの不登校の理由の中の一番の理由である無気力・不安、その中には何か言い得ぬものがあるんだろうなということがうかがえまして、発達障害であるとか、複雑な家庭環境に起因するものもあると考えます。しっかりと垣根のない支援体制の構築が必要と考えられるので、しっかりその辺の取組をよろしくをお願いします。

ここまで不登校問題についての質問をさせていただきました。特に、4点目で触れたC O C O L Oプランでは、教育長に答弁いただきましたように、不登校児童生徒全ての学びの場の確保やS O Sを見逃さず、チーム学校としての支援体制の構築、そして学校風土の見える化などが主な取組内容として明記されています。このプランが令和5年3月に示されて、まだ間もないというところで、それについて鋭意対応中というところであると思います。

誰一人取り残されない、江田島市の学校教育となるよう願って、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（酒永光志君） 以上で、1番 宮下議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時5分まで休憩いたします。

（休憩 13時51分）

（再開 14時05分）

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

4番 平本美幸議員。

○4番（平本美幸君） 皆様、こんにちは。

4番議員、尽誠会の平本美幸でございます。傍聴してくださっている皆様、またインターネット配信を御覧になっておられる皆様、お時間を取っていただき本当にありがとうございます。また、執行部の皆様におかれましては、日々のきめ細やかな業務、大変お疲れさまです。

台風シーズンとなりましたが、今後もしっかりとした防災対策を心がけるとともに、引き続き、市民の皆様の声を市政に届け、笑顔いっぱいのまちづくりに向けて活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、交通困難者の外出支援について質問いたします。

本市では、過疎化が進行する中、公共交通が十分に整備されているとは言えず、外出手段が限られている交通困難者の生活に支障を来しています。

交通困難者は、通院・通学をする人をはじめ、高齢者や障害者においても、公共交通による移動を希望する全ての市民が該当すると思われます。また、移動手段の充実、市民の生活の質を向上させるとともに、社会参加を促し、心理的な健康問題等の孤独感の軽減、体力の維持・向上、さらには認知機能の低下防止にも効果が期待されており、市民生活に必要なものであると考えますが、交通困難者への支援の進め方とその実現について、次の点を伺います。

1点目、市の交通体系について、市は充実度や満足度がどの程度だと考えているのか。

2点目、市の考える交通困難者はどのような方で、その現状把握はできているのか。

3点目、現在、外出支援はどのように行われているのか。

4 点目、今後の交通困難者に対する積極的な取組はどのように行うのか。

以上、1 項目 4 点について、市長の答弁を求めます。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 平本議員から、4 点の御質問をいただきました。順にお答えをさせていただきます。

初めに、1 点目の交通体系に関し充実度や満足度がどの程度だと考えているのかとのお尋ねでございます。

公共交通網の現状といたしましては、海上交通として、本市と広島市、呉市を結ぶ 6 航路がございまして、平日は朝 5 時台から夜 1 1 時台まで、1 日当たり片道 2 4 4 便を運航しております。

また、陸上交通については、路線バスが小用大柿線、長瀬海岸線、津久茂線、大柿能美線、沖美線の五つの路線において、平日は朝 5 時台から夜 1 0 時台まで、1 日当たり片道 1 4 2 便を運行しております。

路線バスの運行が不便な地域・時間帯においては、予約型乗合タクシーおれんじ号を運行しており、江田島北部線と沖美北部線は週 3 日運行で、1 日当たり片道 1 8 便、そして沖美南部線は週 6 日運行で、1 日当たり片道 9 便、江田島北部朝夕便は毎日運行で、1 日当たり片道 6 便を運行しております。さらに、タクシー事業者が 7 社あり、市内全域をカバーをしております。

しかしながら、令和 5 年度の市民満足度調査によると、6 8 項目の設問のうち、海上交通の確保の満足度は 5 5 . 2 ポイントで 5 0 位、バスなどの確保の満足度は 5 3 . 2 ポイントで 6 5 位となっており、公共交通に関する項目は、施策の中でも満足度が低い結果となっております。

そうしたことから、本市の公共交通網の充実度につきましては、市民の皆様の満足感を十分には得られている水準ではない、このように認識をいたしております。

次に、2 点目の市の考える交通困難者とその現状把握はできているのかとのお尋ねでございます。

交通困難者につきましては、明確な定義はなく、一定の基準を設けるのは難しいと考えております。といいますのも、一般的には移動に困難を感じておられる方、全ての方が交通弱者や移動制約者と称されることが多いと思われます。例えば運転免許証がなく、バス路線からも離れた地域に住んでいるものの、家族の方や知り合いの方にいつでも送迎してもらえる方は、移動に大きな困難は感じないと思われます。

他方、けがや病気によって自ら運転できなくなった際には、その期間中の移動には困難を感じると思われます。また、バス路線のすぐ近くに住んでおられ、自宅からの移動に困難を感じるかどうかは、御自身の体力や体の状態によってそれぞれ感じ方は異なると思われます。このため、移動に困難を感じる方は、属性や地域のみで判断できるものではなく、その方の居住環境や身体的な制約など、個々の状態と、それを不便と感じるか否かという意識面を把握しない限りは、正確な状況を捉えることができないという難しさがございます。

現在、本市には、介護保険の要介護認定を受けた在宅居住者の方が約 900 人、肢体不自由及び視覚障害による障害者手帳を所持されている方が約 800 人、療育手帳を所持されている方が約 300 人、精神障害者保健福祉手帳所持者の方が約 300 人おられます。一般的には、このような方々が交通困難者となる可能性が高いものの、こうした方の全てが交通困難者に該当するとは限っておりません。そのため、それぞれの居住環境や、体の状態、さらに個々の生活スタイルなどを把握できない状況においては、交通困難者の現状を把握するのは、非常に難しいものと考えております。

次に、3 点目の現在外出支援はどのように取り組んでいるのかとのお尋ねでございます。

市が実施しております外出支援としましては、路線バスとおれんじ号の維持がございます。おれんじ号は路線バスと異なり、運行区域内であれば自由に運行できるため、道路状況によっては、お住まいの近くまで行くことが可能となります。

また、日々の買物が困難な地域につきましては、移動販売車による買物支援事業が展開されておまして、買物を通して地域のふれあいの場としても喜ばれております。さらに、障害者福祉サービスでは、障害のある方の外出支援として、ヘルパーさんが同行するサービスも実施をされております。

次に、4 点目の今後の交通困難者に対する積極的な取組をどのように行うのかとのお尋ねでございます。

市民の皆様の日々の暮らしを守るためには、学校や桟橋、お店や病院など生活上の拠点施設に移動できる交通手段の確保は必要不可欠であると認識をしております。このため、市では毎年約 1 億円を超える費用を投じて、航路や路線バス、おれんじ号などの公共交通網を維持しているところでございます。

今後、公共交通の利用者が減少すれば、さらに負担は増加することとなります。公共交通網を維持するためには、交通事業者による利便性の向上と合わせて、市民の皆様にも利用促進を図る必要があると考えております。

また、公共交通で網羅できない個別・少数の移動事業につきましては、福祉的なアプローチでの対策や、地域が主体的に相互扶助による移動サービスの運営を検討される際には、これは実現に向けて私ども一緒に検討をしていきたい、このように考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4 番（平本美幸君） ただいま答弁をいただきました。

その内容について、再質問いたします。

まず、1 点目の交通体系に関する充実度や満足度についてです。

海上交通、陸上交通ともに便数を見れば充実しているように思われますが、市民満足度調査では、公共交通に関する項目はいずれも満足度が低く、過去 10 年のデータを見ても、目立った変化はありません。

市民アンケートによる交通体系に対する市民の満足度調査の結果をお答えいただきましたが、一方で、市は交通体系に関し、充実度や満足度がどの程度だと考えているのか

伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 本市の公共交通の充実度や満足度に関する御質問です。

こちらは、やはり判定する主体というのは、やはりあくまでも利用者の方であると考えております。市民満足度調査の結果は低いという現状を鑑みると、やはり現在の公共交通網というのは、利用者である市民の皆様の満足度は低い状態、かつ充実度についても満足感を十分に得られている水準ではないと、このように市としても受け止めているところでございます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 今のお答えから、市が公共交通に対して最善の策を講じているのにもかかわらず、市民の満足度が低いという現状から、行政と市民の間に認識のずれがあることが分かります。

なぜ満足度が低いのか、その原因を的確に分析し、把握しているのでしょうか。認識のずれを解消するために、さらなる対話や調査が必要であると考えます。市民が公共交通をより快適で便利に利用し満足度を高めるために、どのような取組を進めていくのか伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） どのような対策をとということでございます。

私どものほう、市民満足度調査に限らず公共交通について、ほかのアンケートとかワークショップとか、あとはヒアリングとか、そういった場で市民の皆様から公共交通に関して、様々な御意見をいただくことがございます。そのとき不満として挙がるものの代表的というか多くですね、やはり料金、特に船賃が高いという点、あとは便数が少ない。思った時間がないというような点、あとは運行時間帯、運行間隔に関するものが多くなっています。

また、そもそも路線バスやおれんじ号が走っていないエリアもございますので、そういったエリアからはそのことに関する不満というのもお伺いすることがございます。

しかしながら、現状においても毎年1億円以上の経費を投じ、それで、現在の公共交通網の水準を維持している現状において、さらに多額な経費を投じて料金の値下げを行うとか、便数を増やすとかというのは、やはり相当困難であると思っております。

このため、さらに満足度を高めてまいるには、航路とのさらなる接続の改善とか、あとは乗り継ぎダイヤ、路線バスから路線バスとかおれんじ号とか、そういったものの乗り継ぎダイヤの工夫、あとは、例えば車内の装飾ですね、そういったのを工夫するとかいう利用者向けのサービスの向上、あとは需要喚起に向けた商品開発など、そういったことにより利用者の満足度、満足感というのを高めてまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 交通に関し、市民の満足度が低いという長年の状況を改善す

るためには、行政が市民の声をより深く理解し、市民の期待に応える公共交通サービスを提供することが必要だと考えます。大きな投資をせずにできることとして、先ほど言われた航路とのさらなる接続改善や、乗り継ぎダイヤの工夫、利用者サービスの向上、需要喚起に向けた商品開発など、できることから早急に取り組んでいただきたいと思います。

次に、市の考える交通困難者とその現状把握についてです。

交通困難者の現状を把握するのは困難かと思われませんが、実際の移動に対して困難を感じている、これらの方々の現状を把握しない限り、対策はできません。交通施策と福祉施策の両面からの検証が大切です。

そして、公共交通のサービス水準が比較的低い地域に住む福祉施策の対象外の市民が両施策のはざまに取り残されがちになる場合があるため、その部分の把握も必要です。市民の移動に関する満足度を高めるために、しっかりと根拠の下で施策を実施していくためにも、現状把握は必要だと考えますが、この点についての所見を伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 移動困難者ですね、市長の答弁にもありましたとおり、やはり移動に困難を感じる方を把握しようとした場合、家庭環境や身体的な制約などの個々の状況だけではなくて、それを不便と感じておられるかどうかという意識の面の把握というのにも必要となるということで、正確にこの方がというのを把握するのはやはり難しいことだなとは考えております。

実際のところ、恐らくですけど、自らが自動車を運転できない方で移動に一切不便を感じていないという方はいらっしゃるのではないかと思います。その上で、財源に限りがある中で、では公費を使って支援すべき移動というのはどういったものであるか、これはしっかり考えていく必要があるのではないかと考えております。

例えばでございますけど、先ほど出ました移動販売車による買物支援というのは、これは買物場所への移動が困難な方を対象としておりますし、また、福祉施策の同行支援、こちらのほうは障害等で移動が困難な方を対象としております。

支援施策の制度設計を行う場合は、支援する目的・理由、あとは支援すべき対象者とその人数、支援の内容と、あと必要な経費、そういったものを整理いたしますので、現状把握というのは、その際、ある程度的を絞ってこういうことをやるというのを、的を絞って行うことになるかと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 移動に困難を感じる方の現状の把握は、行政だけでは難しいかもしれません。地域のネットワークを活用し、見守り活動の中で、交通困難者を把握することもできます。意識調査も含めて、今後取り組んでいただきたいと思います。

次に、おれんじ号についてです。

おれんじ号は、運行区域内であれば自由なルートで運行できるという利点があるものの、運行区域外や運行日時が合わない方にとっては利用しづらい場合があります。江田島市全域を考えると、道路が狭く車が通りにくい地区が多数存在しており、利用できる

環境にある方にとっては、とても助かっているという話を聞く一方で、利用者が少ないと聞いております。

現在の利用状況はどうか、また、利用者の満足度を把握しているのか伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） まずは、おれんじ号の利用者数について、令和5年度の1年間の実績を申し上げます。

まずは、沖美南部線、こちらのほうが週6日運行で、1年間に約5,800人、1日平均で言うと18人の方に乗っていただいております。

次に、沖美北部線です。こちらは週3日の運行で、年間で約1,500人で1日平均は約10人です。

次に、江田島北部線、こちらのほうも週3日運行で約700人、1日平均で4人。

最後、江田島北部朝夕便です。こちらのほうは毎日運行で約1,500人、1日平均で言うと4人という実績となっております。

あとは満足度とかいうことでございますけど、利用者の方からお伺いするのは、例えば病院に行く際に、診察に行く時間は読めるからおれんじ号使って行けるんですけど、帰りはいつ診察が終わるか分からないんで、なかなか使いにくいんだっていうようなそういった声はお伺いすることがございます。そういったことをお伺いするんですけど、運行に関しては、ここは変えてくださいというような大きな改善要望というのは、特段お伺いしてないというところはございます。

逆に、乗ってみたら意外と便利だったという声をお伺いすることも結構ありますので、まだおれんじ号のことを知らない方、または乗ったことがない方、こちらに向けて周知を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 交通に関し適切な周知や情報提供はとても重要です。どのような方法が効果的なのかということを、しっかりと検証しながら、市民の利便性の向上に努めていただくよう要望いたします。

次に、買物支援についてです。

私の住む沖地区では、先月、民生委員の方の提案でお試しですが、沖美市民センターに移動販売車が来て、利用状況から9月より定期的に移動販売車による買物支援が実施されることになりました。移動販売車が来ることで、遠方への買物の移動の負担を軽減するとともに、地域住民のふれあいの場や、安否確認の場の創設といった効果も期待できます。

移動販売車による買物支援を望んでいる地域が、現在ほかにもあるのではないのでしょうか。支援を求める声が上がったときの対応について伺います。

○議長（酒永光志君） 山田福祉保健部長。

○福祉保健部長（山田浩之君） 買物支援についてのお尋ねでございます。

買物支援事業GOGOえたじマートにつきましては、平成27年度から市商工会、市社会福祉協議会及び江田島市が共同で事業を実施しており、現在1週間に10地区、3

3の拠点で移動販売を行っております。

買物支援を望んでいる地域の把握につきましては、市社会福祉協議会におきまして、ニーズ調査を行うなど、地域の実情を把握をし、地元自治会等との協議の上、新たな拠点として事業展開をするかを決定しております。

この事業は、買物弱者対策はもとより、地域の皆様にとっての憩いの場、そして新たなコミュニティの場となるものと考えており、今後も市社会福祉協議会等と連携を図りながら事業を継続してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 本市の人口統計を見れば、高齢化により、今後外出が困難な方が増えてくることが予測されます。市民の生活の質を向上させるために、買物支援について、地域の状況に応じた柔軟な対応を行い、必要な事業展開をお願いいたします。

次の質問です。

令和4年6月議会で同僚議員の質問に対し、市長は住民が運行主体となる仕組みの導入を希望される地域があれば、新たな交通手段として支援を検討するなど、多様な視点で検討を重ねながら、地域の移動手段の確保を図りたいと答弁しておりますが、その後の状況について伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 住民の方が主体となった運行についてでございますけど、こちらについては市のホームページに、他の自治体となりますけど実施している事例を紹介し、導入を検討される場合は、我々のほうにお気軽に御相談いただきたい、こういった旨を掲載しております。

実際、今年度こちらについて検討したいという御相談が1地区からございましたので、運行便数やルート、予約の受付方法など、実際地区で運行するに際して整理していただくことが必要な事項について御案内をしたところでございます。

そちらのほうで運行方法が、ある程度地区内でこういったことでやろうということで整理された段階で、当方のほうから中国運輸局に対し、このやり方がいわゆる白タク行為に該当しない適正なものであるかどうかという確認を行っていきたいと思っておりますし、もちろん運行方法を地区で整理されていく過程においても、随時御相談に応じて一緒に制度を考えていきたい、このように思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 住民主体の移動サービスについて、その仕組みを取り入れるとともに、運行方法等についても一緒に考えていくと、前向きな答弁をいただきました。

移動が困難であるという地域から出された課題を正面から受け止めて、伴走し切れる行政の協力は欠かせません。そして、移動支援の取組のみではなく、地域のつながりや生活支援を創出するきっかけとなることを想定しながら、地域の思いや活動に対し、全力で取り組んでいただきたいと思います。

そのサポート体制を充実させることが必要ですが、住民主体の移動サービスの仕組を

取り入れる際の市の財政的な支援はあるのか伺います。

○議長（酒永光志君） 江郷市民生活部長。

○市民生活部長（江郷孝行君） 地域主体の移動サービスについて、自治会やまちづくり協議会など地域が主体となって実施する場合は、地域自治会やまちづくり協議会の事業として、現行制度の補助金を活用していただくことは可能です。また、試行的に実施するのであれば、地域提案型補助金を活用することも可能です。

さらに、今後このような活動が広く浸透して、現行の補助制度で対応できない場合が生じるようであれば、これら補助制度の見直しも検討いたします。

以上です。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 住民互助による移動支援サービスの実施に当たり、市の補助があることで、資金面の不安軽減やサービスの継続、そして地域全体での協力体制が整うことが期待されますので、積極的な支援をお願いいたします。

この地域主体の移動サービスに取り組むに当たり、まず、本市の公共交通の現状や課題、制度上の制約などを理解し、交通を軸として、地域全体をコーディネートできる人材育成こそが急務であると考えますが、市の取組状況はどうでしょうか。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 議員がおっしゃるとおり、そういった現状等々把握していただける人材の育成というのは急務であるとおっしゃるとおりだと思います。

例としてよくお伺いするのですが、路線バスの車両の小型化、あんな大きい車両が要るのかというような声をお伺いすることがあるんですけど、バス会社からすれば車両を小型化した場合、乗客が多いラッシュの時間帯とか路線に、その車両を投入できないというような制約があるということがあるので、小型化によってかえって経営が非効率になるんだというような、こちらのほうがバス会社としての論理です。こういった理由について、利用者の方が知っていただいたら、またちょっと見え方も違うということが生じるかもしれないんですけど、このように公共交通については、利用者の方と事業者の方で何か持っている情報量が違うということで、何か認識にそごが生じていて、それが不満とか疑問とか、そういったことになっているということがあると感じております。

このため、今年度、まずは公共交通の現状について勉強して、その知識に基づいて公共交通網の利用促進、こういったものをアイデアを考えていただけるというそういった人材を育成しようという、10分の10補助の国庫補助事業に応募したところ、採択されましたので、現在、沖地区の方を中心にお声がけさせていただき取組を行おうとしているところでございます。

取組に参加された皆さんが、よりよい公共交通網の在り方などについてコーディネート役となっただけの人材となるよう、取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 交通を地域の暮らしと一体として捉え、地域の多様な関係者が連携・協働した取組を通じて、地域交通の維持・活性化を図ることが今後ますます重

要になってきます。市民にとっての最適な移動とはどういうものなのかということをし
っかり検証し、今後のサービス向上に生かしていただきたいと思います。

最後の質問です。

市長答弁で、毎年約1億円を超える費用を投じて、航路や路線バス、おれんじ号など
の公共交通網を維持していると言われましたが、人口減少や高齢化によって過疎化が進
む本市において、この投資はいつまで続けることができるのでしょうか。

本市の持続可能な公共交通網の将来的展望について伺います。

○議長（酒永光志君） 畑河内企画部長。

○企画部長（畑河内 真君） 人口減少でございます、本市で続いている人口減少、
これが続いていった場合、公共交通の利用者というのも当然さらに、今よりさらに減少
するということが懸念されます。

そうなった場合、便数や料金など現在の公共交通網の便数や料金ですね、といった水
準を今どおり維持しようとした場合、必要な経費というのは利用者が減るわけですから、
さらに膨れ上がる、今1億円を超える費用ですけど、さらにそういったものが膨れ上が
ってくることが生じる可能性があります。

このため、今後、公共交通を維持していくためには、そのときの情勢を見極めながら、
利用者負担の増加や利用者の少ない便の廃止などの手段を取らざるを得なくなる可能性
もございます。

とはいえ、市長答弁にもありましたとおり、移動手段の確保というのは市民の皆様の
暮らしを守るために必要不可欠な機能であると認識しております。市としても可能な限
り必要な移動手段の確保に財源を振り分けてまいりたいと思っておりますので、利用者
の方も積極的に利用することで、一緒になって公共交通を守っていただけるよう、周知、
啓発にしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 平本議員。

○4番（平本美幸君） 今お答えいただいたように、移動手段の確保は、市民の皆様の
暮らしを守るために必要不可欠です。移動は、介護予防や孤独・孤立の解消、社会や
地域とのつながりの維持や回復、さらには地域活性化などに効果があり、健康寿命の延
伸や、住み慣れた地域での安心した暮らしを支える要素と考えられます。

そのため、交通困難者の把握に努め、公共交通による移動を希望する全ての市民が、
移動に関して大きな困難を感じない持続可能な江田島市の公共交通と、より利用しやす
いサービスを提供し続けるために、行政の絶え間ない努力を強く要望し、私の一般質問
を終わります。

最後に、明岳市長、江田島市の市長として、長年の御尽力に心から感謝をいたします。
任期が残りもう少しとなりましたが、お体に気をつけて職務に当たっていただくようお
願いしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（酒永光志君） 以上で4番 平本議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。14時55分まで休憩いたします。

（休憩 14時40分）

(再開 14時55分)

○議長（酒永光志君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番 美濃英俊議員。

○5番（美濃英俊君） 5番議員の尽誠会の美濃でございます。傍聴にお越しの方、最後の質問者になりますが、お残りいただきまして、最後までお付き合いありがとうございます。そして、ネットにて御覧の方ありがとうございます。

どうい話をしようかなと思ったんですけど、ちょうど市長の、今日浜西議員から質問で再質問で回答いただいたんですが、4年間の総括すごく心に残りました。執行部の方々もしっかり心に留めておいていただければと思います。

それで、今後の議会において、ちゃんとした議論を進めて、よりよい島、市民にとってもみんな喜んでいただけるような議会に努めたいと考えております。ちょっと硬い話になりましたけど、最後進めていこうと思います。

通告に従いまして、本日はスポーツ関連について質問いたします。

きっかけは、今日も暑いですが、やはり猛暑の中、催されました大柿町の大古夏祭りに参加させていただいたことに始まります。お祭りの日は、夕方になっても物すごい暑さで、体育館はもう会場だったんですけど蒸し風呂状態、もう皆さん中におれんいうんで外に結構出とったんですけど、外も大概暑い状態でした。その中、宮下議員は焼きそばを焼いたりをしようたんですけど、汗だくだくになって。そこで外にいたときに奥様方や大奥様方、大奥様ですね、おばあちゃんがこども育てとったんだと思うんですけど、これどうにかならんかねいうような質問を結構相談されたんです。こどもたちの夏休みの過ごし方についてなんですけれども、そういったことについて伺わせていただきたいと思います。

それと併せて、ちょうど昨年の令和5年6月にスポーツ振興計画について質問させていただいております。そちらの進捗と併せて、2項目7点についてお伺いいたします。

たまたまこのたび教育部門、本日3件重なったことはちょっと申し訳なかったですが、お忙しい中、ひとつ御答弁よろしくをお願いします。

まず、1項目め、江田島市のスポーツ振興及び施設管理などについてです。

一つ、前回の答弁で、市スポーツ振興計画において、アンケート調査や中間点検を実施するとのことでしたが、その進捗状況はどのようなものでしょうか。

二つ目、スポーツ施設の利用の仕方の現状と課題は、また、その取組状況はどのようなものでしょうか。

三つ目、スポーツ施設の整備や器具について、現状と課題は、また、その取組状況はどのようなものでしょうか。

四つ目、市スポーツセンターの管理運営状況は十分ですか。4点を伺います。

次の2項目め、夏のこどものスポーツ環境についてお伺いします。

夏の猛暑が言われて久しいですが、ぶっちゃけ甲子園とかでも、このたび運営が変わっております。そういった暑さの中ですが、学校の児童生徒においても暑さ対策は必須と思うんですけど、次の点についてございます。

一つ目、市内小中学校における体育の授業の夏季対策は。

二つ目、夏休み期間中におけるスポーツについての暑さ対策等の指導は、また、屋内競技やプールなどの環境対策はどのようなものでしょうかの2点。

以上、計6点についてお伺いいたします。

○議長（酒永光志君） 答弁を許します。

岡田教育長。

○教育長（岡田 學君） 美濃議員から、2項目6点の御質問をいただきました。

まず、1項目めの、江田島市のスポーツ振興及び施設管理等についてお答えをさせていただきます。

1点目の江田島市スポーツ推進計画の中間点検と進捗についてでございます。

昨年6月の定例会でお答えをさせていただきましたけれども、江田島市スポーツ推進計画の中間点検としてのスポーツに関する市民アンケート調査につきましては、今年、1月10日から2月7日までの間、18歳から79歳までの1,500人の江田島市民の皆様を対象に、郵便によるアンケートを実施いたしました。アンケートの回収率は35.3%であり、有効回答数は530件でございました。

アンケートの詳しい結果につきましては、5月から江田島市のホームページに掲載しております。

次に、2点目、スポーツ施設の利用の仕方の現状と課題及びその取組状況についてでございます。

令和5年度の社会体育施設等の利用者数は8万4,159人と前年度に比べて1万1,054人増となっております。とりわけ、能美運動公園につきましては約5,000人、武道館につきましては約1,500人の増となっており、コロナ感染症が5類に移行したことと、利用登録団体が各1団体増えたことが利用者増加の要因と考えております。

このようなことから、希望日に施設の予約が取りにくい状況になることも想定されるため、催物や大会などの開催につきましては、早めに予約をしていただき、他団体との調整に努めているところでございます。

次に、3点目のスポーツ施設の整備や器具についての現状と課題及び取組状況についてでございます。

本市のスポーツ施設につきましては、全体的に施設及び器具の老朽化が進んでいるため、安全面や市民からの要望を踏まえ、優先度の高いものから修理・更新などを実施していく必要があると考えております。そのため、今年度につきましては、スポーツセンターの便座11基を温水洗浄便座に取り替えるとともに、老朽化による数字が見えにくくなってしまった液晶時計を取り替えました。また、総合運動公園、能美運動公園、江田島グラウンドの照明施設を点検し、不備のある照明18機の取替えを行ったところでございます。

次に、4点目の市スポーツセンターの管理運営状況についてでございます。

江田島市スポーツセンターの管理運営は、平成27年度から、接客、利用案内、使用料の徴収、施設管理などをNPO法人江田島eスポーツクラブに委託しているところでございます。

施設の不備や事故等が発生した場合の連絡体制も確立しており、施設利用者の安全を

第一に運営しております。

また、施設の利用状況につきましても、毎月教育委員会のほうにスポーツセンター利用状況報告書が提出をされ、各施設利用の把握などに適正に管理運営されております。

次に、2項目めの夏のこどものスポーツ環境についてお答えをさせていただきます。

1点目の市内小中学校における体育の授業の夏季対策はについてでございます。

昨今、全国的に学校管理下における熱中症事故が多発しており、児童生徒が死亡する事案も生じているところでございます。本市では、こうした状況に十分対処できるようにする観点から、暑さ指数、これはWBGTとも呼ばれておりますけども、この指数に基づいて、体育の授業や部活動、昼休憩の外遊びなどの活動を中止するなどの対応をしております。

まず、暑さ指数について御説明をさせていただきます。暑さ指数とは、人体と外気との熱のやり取りに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、気温の三つを取り入れた指標のことでございます。気温とは違う数値ではございますけども、単位は基本と同様に度Cで表されます。

本市では、各学校に暑さ指数を計測できる暑さ指数計を配備しております。各学校では、暑さ指数計や環境省熱中症予防情報サイトにある江田島市に最も近い地点の指標を基に、体育の授業や部活動、昼休憩の外遊びなどの活動を中止するなど、対応を行っております。具体的には、暑さ指数が31度C以上の時間帯は、体育の授業、部活動、昼休憩等の運動を屋外・屋内を問わず中止としております。

次に、2点目の夏休み期間中におけるスポーツについての暑さ対策等の指導は、また、屋内競技やプールなどの環境対策はについてでございます。

暑さ対策等の指導につきましては、児童生徒が自ら熱中症予防の行動につないでいくための発達段階に応じた指導等に取り組んでおります。例えば小学校の保健の授業では、第5学年で熱中症の予防と手当てという内容を学習をいたします。熱中症の予防につきましては、薄着にし、日に当たる場合は帽子をかぶる、小まめに適度な水分や塩分を補給する、暑い季節には涼しい時間帯に運動する、運動前に体調が悪い場合には運動しない、小まめに休憩するということなどを学んでおります。

また、熱中症の手当てにつきましては、友達が熱中症のような症状になったらすぐに大人に知らせる、涼しい場所に移動する、衣服を緩めて寝かせる、体を冷やす、水分や塩分を補給するなどの内容について学んでおります。中学校でも、保健体育の授業において、小学校で学んだ内容よりもさらに詳細に熱中症の予防や応急手当てについて学んでおります。

さらに、夏休み期間に入る前には、改めて学級での指導や養護教諭が発行する健康だより等について注意喚起を行い、児童生徒等が自ら熱中症予防の行動につないでいけるよう取り組んでおります。

なお、屋内競技やプールなどの環境対策につきましては、先ほども申しあげましたように、学校が実施の主体となって活動を行う場合は、暑さ指数が31度C以上の時間帯は屋外・屋内を問わず中止でございます。ただし、部活動等にかかりまして、本市のみならず広域的な大会等でやむを得ない事情がある場合につきましては、開催するか否か

は主催者の判断とし、開催する場合には、参加児童生徒の適切な選別、細かな水分・塩分補給や休憩の取得、観戦者の軽装や着帽等、児童生徒の健康管理を徹底するよう指導を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 教育長に現状の御説明いただいたわけですがけれども、ちょっと再質問をさせていただきます。

まず、最初に、スポーツ振興計画の進捗についてのちょっと回答について、再質問をさせていただきます。ホームページも拝見させていただいたんですけれども、アンケート結果というのは、アンケートは正直、どういけばいいですかね、PDCAサイクルに關しての行動に対しての質問というのがなく、あくまで達成度を調べるような調査項目になってらっしゃったんですね。なので、ちょっと僕の質問と聞きたいところとちょっと違うところもありますので、ちょっと補足事項も入れながらお伺いしたいと思います。

スポーツ振興計画において、計画の1章に、課題と計画の方針というのが掲げられております。これ計画つくるとき、皆さん、どの課においてもそういうふうな形で計画をこしらえていくと思うんですけれども、そこに数値目標として掲げられているのが、結局今ホームページに、達成率というような形で出ております。

それで、2章目に基本計画が示されております。そして、3章目に計画の推進方策が書かれております。さらに細かく丁寧に、その推進方策の中にPDCAサイクルにのっとして検証してくださいというようなことを書かれております。要はPDCAサイクルって皆さんに説明するのもなんなんなんですけれども、計画がPで、Dはどのようにする、どのような活動をするということだと思えるんですね。Cがチェック、中間点検。中間点検はどういったことをするのかというところを、改めて皆さんには考えていただきたいところなんですけれども、これ今まで他部署においても進捗を伺った場合、数値目標に対しての達成率が回答でいただくことが多いんですけれども、補足でどういう活動をして達成ができているかいないか、また、今後どのようにしていくのかが重要な課題になってくると思うんです、中間点検においては。

我々が確認したいのはそういったところになります。伝わってますかね。

それでは、改めて、ちょっとお伺いいたします。改めて進捗を伺いたいのなんですけれども、計画の残り2年なんですけれども、課題克服のために、どのようなことができてなくて、どのような事業を進める必要があるとお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） アンケートの結果、極端に達成度が低かったのは、運動普及推進員の認知度と、スポーツボランティア活動に参加した人の割合でございました。運動普及推進員の認知度につきましては、担当課である保健医療課とスポーツ推進委員の連携を図り、今後認知度アップにつなげていければと考えております。

また、スポーツボランティア活動に参加した人の割合につきましては、参加募集の周知徹底を図るとともに、スポーツ協会やeスポーツクラブと連携して、指導者、審判員の養成を図りながら、スポーツボランティア活動に参加した人の割合の増加に努めたい

と思っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ありがとうございます。

そういったところは、ちょっと今後も質問、進捗とか回答いただけるとすごく助かります。

担当課である保健医療課とスポーツ推進委員の連携を図りというところなので、福祉保健部長、ぜひよろしく願いしますというのを併せて伝えておきます。

認知度アップにつなげる。スポーツ協会やeスポーツクラブとして連携してといった計画の推進方策の強化に努めることが分かって本当によかったです。前向きな取組をお願いいたします。

ただ、この計画に載っとなるどのようにするということなので、D oのところですけども、2点ちょっと物足りないところがあるので、ちょっとお伺いいたします。

まず、計画推進方策の一番手に掲げられています情報提供の推進についてです。例えばなんですけれども、広報えたじま、図書館だよりくらいのスペースで告知できないものか、そう思っておるんですけれども、いかがでしょうか。

また、教育委員会のホームページも、スポーツに関しては現状乏しいので、こちらも図書ぐらいのボリュームでできないものか、そのあたり、2点お答えいただければと思います。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 広報えたじまにつきましては、各種団体からの情報提供により掲載は可能です。しかしながら、市広報紙は限られた掲載ページ数の中で運用しておりますので、御希望に沿えない場合も発生いたします。また、ホームページにつきましては、今後、教育委員会内で協議して検討してできるように努めていきたいと思えます。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 了解いたしました。

ただ、僕の希望というわけじゃなくて、推進に書いてあることですので、もうちょっと前向きに言っていただきたいというのがあるのですけれども、まず、広報えたじまに関しましては、企画部と連携を取る必要があると思います。いらっしゃるので、多分前向きに対応していただけたと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、ホームページについてですけども、明日に何か上本議員がホームページ関連質問されるようなので、参考にぜひ前向きに進めてください。

続いてですけども、スポーツを通じたまちづくりの対応の課題に対して、もともと江田島市かきカキマラソンの数字を目標に掲げておったんですけれども、ホームページを見る限り、もう抜け落ちとるだけになっとるんです、目標値として。

この件に関しては、産業部とかと話はされてらっしゃるんでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君）　　今回、かきカキマラソンが終了したということで、その数値目標を取り下げております。この件に関して、産業部との話し合いは持つ機会はありませんでした。

　　今後は、こういうイベント所管する部署と連携をして、代替りの目標数値を設定するなど、スポーツを通じたまちづくりの推進に取り組んでまいりたいと思っております。

　　以上です。

○議長（酒永光志君）　　美濃議員。

○５番（美濃英俊君）　　ぜひよろしく願いいたします。

　　産業部においても、本年度、本当は今日、観光の質問しようかなぐらい思ってたところもあったんですけども、観光推進計画を策定中かと思います。よい機会になるのではないかと思います。スポーツ振興を通じた観光って、各地でありますんでね。よい機会にしていいただければと思います。

　　続いて、２点目のスポーツ施設の利用の仕方について、そちらについても再度質問させていただきます。

　　コロナ禍が５類になったこともあると思うのですが、利用者が１万人、１万人かな増加しているというのは、もうスポーツ振興の観点からよい傾向かと思います。

　　ちなみに、現在の施設の予約状況はどのように管理されてらっしゃるのでしょうか。

○議長（酒永光志君）　　矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君）　　施設利用者の多くの方は、教育委員会に予約状況の確認を電話でされております。その時点で仮予約といたしまして、その後、正式な施設の利用申請書を提出していただいております。

　　ただし、総合運動公園とスポーツセンターに限り、窓口は各施設となっております。

　　以上です。

○議長（酒永光志君）　　美濃議員。

○５番（美濃英俊君）　　窓口が二つ、複数あるという状況ですよね。私も利用したい方からどこに聞けばいいというような問いを投げかけられたことがあるのですが、まず、問合せ先を分かりやすくできないものかというところをちょっとお伺いしたいです。例えば窓口を一つにはできないもののでしょうか。あと、空き状況が分からんというのが現状あります、問合せする方々からは。そういった意味で予約状況の見える化はできないもののでしょうか。以上、２点をよろしくお願いします。

○議長（酒永光志君）　　矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君）　　現在のところ、総合運動公園とスポーツセンターにつきましては、管理運営委託しているため、現場窓口をお願いをしている状況でございます。

　　見える化につきましても、今後の課題と考えております。総務課デジタル推進室もありますので、そちらと連携を図って協議、検討してまいりたいと思っております。

　　以上です。

○議長（酒永光志君）　　美濃議員。

○５番（美濃英俊君）　　問合せ窓口に関して、先ほどの回答で、現在の状況は管理運営委託しているのでとなつとるの、確かにそうだと思います。しかし、利用者側からし

てみたら大変分かりにくいものになっているのは間違いないことだと思います。例えば問合せ先を一つにすると、江田島市が江田島市のほうから、執行部側から言うと、施設のことならこちらへお問い合わせくださいって言った形でPR、案内がすごく簡単になると思います。それで問合せを受けたときに、例えば能美運動公園が埋まっとる、けど総合運動公園なら空いてますよといった感じで案内がしやすくなると思うんですよ。当然市民にとっても使いやすい状況になる。そういったメリットもあると思うのですが、今後も、今後検討に値しないでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 教育委員会の施設に限らず、市民が分かりやすい、利用しやすいことが最も望ましいことと考えております。また、議員の仰せのとおりになった場合は、職員の負担軽減にもつながると思います。

しかし、このことにつきましては、予算上のこと、電算システム上のこと、委託先との連携など、ハードルの高い案件と考えております。先ほどの見える化と併せ、今後もそういったことができるように協議、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 了解しました。

予算の件もあります。何ともあるかも分かりませんが、利用が促進されるとプラスになるとか、人が減った場合、その分メリットがあるよとか、そういうところも含めて御検討いただければと思います。

スポーツ施設の利用状況について、別の観点からお伺いいたします。

現在の利用者ですけれども、市内の方と市外の方の割合はどんなようなものでございましょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 施設利用者の市内外別の人数は、申し訳ありません、把握はしておりません。

ただ、大きな大会で、施設を利用した場合は市外の方の参加も多いと考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 了解しました。

大きな大会とかは、さすがに判別、相当困難なことかと思いますが、通常のテニスコートとか、そんなのをちょっと確認できればなとは思ってはあったところではございます。そうすることで、市外の方々の利用の値段とかも、値段の差をもうちょっと考えたらいいのかなとか、ちょっと調べ、確認取れてないので、なかなか進まないの、今後どうするかはお任せしますが、よろしくお伺いいたします。

3点目の施設の整備や器具などの回答に対してもちょっとお伺いさせていただきます。

2点目のスポーツ施設の利用の仕方と併せて考える必要がある事項だとは考えておりますけれども、本来、ばんばんよい環境を整備して、市民の方、どんどん利用してくださいというのが一番簡単な方法だと思うのですが、現状の江田島市の財政を見

る限りそうもいかないというのも確かではあります。

私が懸念しているだけでも市スポーツセンターの２階の畳の張替えもそろそろせにゃいかんのじゃないかなとか、運動公園のテニスコートのほうももうちょっときれいにしたほうがええんじゃないかなとか思うところではあるのですが、今後、費用捻出に関してはどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 教育委員会といたしましては、スポーツ環境の充実のための予算を毎年当初予算に計上しております。ですが、議員おっしゃられるように財政上そういかないのが、なかなか希望どおりいかないのが実情でございます。

答弁にもありましたように、安全面や市民からの要望を踏まえ、優先度の高いものから修繕、更新実施のための継続的な予算計上に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○５番（美濃英俊君） 御苦労は察するところではあるのですが、現状、もう完全に後手になつとるところがあると思います。もう皆さんに、市民の皆様に、あれどうにかせいやいって言われてあるようなのがほとんどの状況だと思うんですね。将来そのままぼろなって使うのやめるかというような議論にならんようにしてほしいというのが現状あって、先にビジョンだけ示すというような方法もあると思うんですけども、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 施設の老朽化が原因で利用者が減り、そのことがまた原因で、結果的に施設を廃止せざるを得なくなる状況は、教育委員会としても望んではおりません。そのためにも、江田島市スポーツ推進計画がございまして、次の計画の審議会等でそのことも含め検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○５番（美濃英俊君） 了解しました。

ぜひ未来に向かって、いい計画を考えていただければと思います。

あと、施設に対してもう一点、これ昨年もちっと質問したところかぶるのですが、能美スポーツセンターのトレーニングルームは事務所から、去年から今年にかけて監視できるようになっております。それなので比較的女性とかは喜ばれるのかな、不安がなくなるといいますかね、そういった状況ではあるのですが、これ江田島市スポーツセンター設置及び管理条例の第３条２項に、スポーツ指導及びトレーニング指導を行うことというふうになつとるんですね。結局、設置はしたものの条例は守れてないという状況下には置かれているのが現状です。

状況をこういう条例に反しているような状況を知っておきながら何か起こった、事故が起こったっていうのはちょっと問題があると思いますので、せめて初めての方にはスポーツ機器の使用方法など簡単なビデオで見ての利用など、何かしら対策してもらうことはできんでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 昨年、一般の人を対象に専門のインストラクターによるトレーニング器具の使用法の研修を実施しております。

今後は、スポーツ推進委員などによるトレーニング指導者を要請する必要があると考えております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ちょっとどう言えばいいんですかね、心配りが足りなかったと思うことがあるんですけども、1回切りの場合、なかなか全ての人に見てもらえないという、説明もできないじゃないですか。新規の方が来られたときには、当然おらんわけですから、インストラクターがね。なんで僕ら普通に思うんですけども、専門のインストラクターが来られてたなら、何で動画撮影せんかったんだろうというのが素直な疑問なんですよね。執行部の方でも今後そういう点あると思うんですけど、本当課題に対してはちょっと念頭に置いて、何かやったときには、もっといいことができないかなっていうのをちょっと考えておいていただければなと思っております。

今まで、事故はないから問題にはなってはおりませんけれども、何かしら対策しとかなないと事故が起こったときに、市の責任でどうなるというような話になりかねないので、前向きに対応をお願いいたします。

続いて、市スポーツセンターの管理運営についてももうちょっとお伺いしたいのですが、平成27年度からNPO法人江田島eスポーツクラブに委託されております。毎月報告書が提出されているようなのですが、その確認などはどのようにされていらっしゃるのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 毎月、月初めに前月の施設利用状況報告書を教育委員会のほうに提出をしていただいております。担当課で利用した施設と利用者数などを確認しております。

また、事故や施設の不備等の緊急を要する事項につきましては、その都度連絡をいただいて対応に努めております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 了解いたしました。

ちなみに、このたび教育長、部長、課長代わられましたけども、現場とかの視察とか、そういうのをされてるんですか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 現在のところ、頻繁には行けておりません。

今後は、積極的に現場の状況の確認を心がけたいと思っております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） ぜひよろしく申し上げます。

刑事物で現場100回みたいな話もあり、ちょっとちょっと違うか。そんなものはありますけれども、現場を見ることで、よい知恵って出ると思うんですよね。責任者としてぜひ行ってみられて、話をされてみてということとをされるとすごくよいかと思っております。

付け加えますと、この計画よくできてて、各関連団体の資料やアンケート、課題とかもついてます。そういったのも、お目を通していかれるかとすごく現場に対して深い理解ができるのではないかなと思っております。

続いて、もう夏のこどものスポーツ環境について伺っていきこう、再度伺いたいなと思います。

暑さ指数について、僕ちょっと理解ができとるかどうかな確認なんですけど、要は気温が高くても木陰とかだったら涼しいみたいな、そんな感じの理解でよろしいですかね。もううなずいていただいとるんでそういうことだと思うんですけれども、こどもたちに好きなように外で遊ばせたいという方が私の知人結構多いんですけれども、命の危険性がある暑さなので、来年度以降もぜひそういった御指導を続けていただければと思います。

実際うちはこどもではないんですけれども、高齢の両親がいますので、学ばれたほうがいい方々も後ろにも高齢でいらっしゃるんで、高温に対して、この暑さに対しての対策、いろいろ学ばせていただこうと思います。

ちなみに夏休みの小学生のプールですけれども、監視体制や期間はどのように決められているのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） まずは、プールの監視体制につきましては、総括責任者を1人、各プールにプール責任者を1人、プールの規模及び利用実績に応じて監視員を1人から3人に配置しております。

プールの開放期間につきましては、前年度の利用実績に基づき、夏休みの初日から4週間を目安とした18日間、今年度は解放いたしました。ちなみに開場時間は、午前が10時から12時で午後が1時から3時までとなっております。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 安全をしっかり担保した上で対応されているということは、十分理解できました。

ただ、昔はお盆を過ぎると、こどもの頃は涼しゅうなっとなつたというのは現状あるんですけど、つい最近は9月になってもこういった暑さですよね。皆さんも感じられと思うんですけれども、こどもたちのプール開きの期間というのをもう少し延ばすことというのは可能でしょうか、ぜひよろしくお願いします。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） 現在、江田島市の五つのプールで一般開放事業を行っております。全て委託となっておりますわけですけれども、その間の委託料が1,150万の委託料を要しております。解放期間を延長した場合は、当然その委託料の増加が必要と

なるため、プール開放期間延長する場合には、利用者等の意見や費用対効果等を考慮して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 確かにお金がかかることなので即答は難しいとは思いますが、けれども、ひとつちょっと前向きに御検討いただければありがたいです。

続いて、この暑さなので、やはり夏休みいろいろこどもたちのことを言われる方も多いのですけれども、これこどもたちに限らず大人もなんですよ。夏場のスポーツ、遊び場について考える必要があるんじゃないかとは思っております。

そういった中で、この間、能美スポーツセンターちょっとお邪魔したんですけれども、現在、能美スポーツセンターの広いエントランスは空調が効いているのですけれども、結構広いんですよ。夏場の有効利用は考えられないものなのでしょうか。

○議長（酒永光志君） 矢野教育部長。

○教育部長（矢野圭一君） スポーツセンターのエントランス、ロビーの部分なんですけれども、そこにつきましては、あくまでもアリーナや柔道場など、スポーツセンターを利用しているための方の休憩所でございます。

しかしながら、こどもたちの居場所として、また、スポーツに取り組むきっかけづくりとして、スポーツセンター利用者の御迷惑にならない程度にボッチャや輪投げなどの軽スポーツができるスペースができるかどうか、そこら辺の可能性を含めて、ロビーの環境整備について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（酒永光志君） 美濃議員。

○5番（美濃英俊君） 私もたまに行くんですけれども、以前から閑散としとるエントランスというのはすごい思っていましたので、そこのにぎわいづくりといった意味でも、ぜひ前向きに御検討いただければと思います。

最後に、今年より我々のこどもの時代より海に接する機会の少ないこどもたちに対して、里海学習の一環でカヤックとかサップ体験を始められちゃってるんですね。まず、非常に夏のこどもたちの体験というのは感心しておるところです。まだ2学期が始まったばかりでこどもたちの感想がまとまってないだろうと思って、このたびの質問からは省いたんですけれども、いろいろこういった夏、こどもたちのスポーツに関しても前向きに取り組んでいただいていることも承知しておる中での質問でした。

今後の取組にもぜひ期待しておりますので、前向きに皆さんが喜べるまちづくりをぜひよろしくお願いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（酒永光志君） 以上で、5番 美濃議員の一般質問を終わります。

散 会

○議長（酒永光志君） お諮りします。

本日の会議は、これにて散会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

したがって、本日はこれにて散会することに決定しました。

なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集願います。

本日は御苦労さまでした。

(散会 15時39分)